

令和4年玉村町議会第1回定例会会議録第2号

令和4年3月7日（月曜日）

議事日程 第2号

令和4年3月7日（月曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13人）

1番	羽鳥光博君	2番	堀越真由子君
3番	松本幸喜君	4番	新井賢次君
5番	小林一幸君	6番	月田均君
7番	備前島久仁子君	8番	三友美恵子君
9番	高橋茂樹君	10番	浅見武志君
11番	宇津木治宣君	12番	笠原則孝君
13番	石内國雄君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	古橋勉君
教育長	角田博之君	総務課長	萩原保宏君
企画課長	大堀泰弘君	税務課長	丸山智志君
健康福祉課長	岩谷孝司君	子ども育成課長	中野利宏君
住民課長	齋藤善彦君	環境安全課長	高柳功君
経済産業課長	齋藤恭君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	金子忠雄君	会計管理者兼会計課長	舛田昌子君
学校教育課長	根岸真早子君	生涯学習課長	宇津木雅彦君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	庶務係兼議事調査係長	岡部敦
--------	-----	------------	-----

○開 議

午前9時開議

◇議長（石内國雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第1 一般質問

◇議長（石内國雄君） 日程第1、一般質問を行います。

一 般 質 問 表

令和4年玉村町議会第1回定例会

順序	質 問 事 項	質 問 者
1	1. 消防団統合に伴う詰所の所在について 2. 道路の拡幅工事について	笠 原 則 孝
2	1. 令和4年度施政方針について 2. お昼のサイレン復活について 3. 役場ロビーに設置されたデジタル表示パネルについて 4. 公文書管理について	月 田 均
3	1. 令和4年度の施政方針について 2. コロナ感染に伴う保育所の休園措置の判断基準及び代替保育について 3. キャッシュレス化推進・消費喚起応援事業の成果及び行政のキャッシュレス化について	備前島 久仁子
4	1. 令和4年度施政方針について 2. 玉村町空家等対策計画について 3. 「玉村町移住支援金支給制度」について 4. 防災対策（特に水害に対する避難）について	松 本 幸 喜

順序	質 問 事 項	質 問 者
5	1. 令和4年度施政方針について 2. 町の新型コロナウイルス感染予防やワクチン接種への対応策について問う 3. 高齢者福祉の取り組みについて 4. 市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可の厳格化について	宇津木 治 宣
6	1. 令和4年度施政方針について 2. 町情報を確実に伝えるための情報発信体制について 3. 災害情報一斉伝達・収集システム（愛称：たまボイス）について 4. 玉村町子ども議会について	新 井 賢 次
7	1. 令和4年度施政方針について 2. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う町の対応について 3. L G B T Q + の方への町の対応・体制整備について 4. 玉村町の防災に対する取り組みについて	小 林 一 幸
8	1. 令和4年度施政方針について 2. 図書館について 3. 子どもの読書活動推進について	三 友 美 恵 子
9	1. 新型コロナワクチン接種について町の考えは 2. 学校でのSDGsへの取り組みについて	堀 越 真 由 子
10	1. 令和4年度施政方針について 2. 「乗合タクシーたまりん」について 3. 主権者教育の推進について 4. 角湧『水辺の森公園』への夜間立ち入りの規制について	羽 鳥 光 博

◇議長（石内國雄君） 初めに、12番笠原則孝議員の発言を許します。

〔12番 笠原則孝君登壇〕

◇12番（笠原則孝君） それでは、指名されましたので、ただいまから一般質問を行います。

世界情勢は非常にヨーロッパのほうで、ウクライナ、ロシアによる侵攻で大変一般の市民が亡くなっております。私も本来、若ければ義勇兵として行きたい気持ちでいるのです。そんな中で、日本は非常に平和な国であり、今コロナという大敵と闘っておる次第でございます。そんな中で、ちょっと聞きづらと思いますが、マスクを着用した状態でお話しします。

まず、第1につきまして、消防団の統合について、詰所の所在について問い合わせます。まず、消防団再編実施計画に基づき、消防団が統合されますが、これは町の情勢等いかんで、交通の便も以前に比べると非常によくなったので、いたし方ないかと存じますが、統合後の消防団詰所の所在について、住民及び団員からの合意はどの程度得られているのか、お聞きしたいということです。

次に、道路の拡張工事についてですが、以前から大変いろんな議員がここで一般質問をしておりますが、一向に進んでおりません。町内の県道、町道、例えて言うなれば藤岡大胡線バイパス、これはとりせんの西にある、ずっと行って烏川、岩倉橋、そして新町に至る道路であります。玉村町としては、一番の幹線道路ではないかと思えます。これも20年以上前から拡幅を計画しているのに一向に進んでおりません。上福島の交差点から南へ向かう一部の道路は拡幅されています。それなのにその先の工事が依然として測量した跡のくいもなければ何もない。そして、あそこは通学路にもなっております。車の行き来、子供たちがガードレールの内側にいますけれども、相当狭いです。そんな中で、今までの行政を担当してきた人が、全然これを優先にしないで、そのまま放ってきたという責任もあると思えます。そんな中で、幾つか玉村町にはあります。

それと町道103号線、これはちょっと私の記憶では、ちょっと間違ったら申し訳ないのですが、俗に言うこれ鶴亀線ですかね。そうならいいと思えますが、その道路拡張工事、これもずっと来まして、田中生コンさんの前からその先、はっきり言って、これずっと芝根地区の上茂木のほうまで抜けるほうの道路で計画されたわけです。これも買収に近いことはしたのだけれども、その後全然進んでいないと。こういうようなのははっきり言って、こんなことを言うのは私ぐらいしかいないと思えますけれども、町としての今までのやり方が怠慢過ぎるからなのです。怠慢過ぎて、いろんな言う議員がいるけれども、はっきり言って私ぐらいなものでしょう、こんなことを言うのは。あとはどうでもいいような説明ばかりだから。そんな中で、一向にこれ早くしてもらわないと、孫子の代にまで行って非常に困ります。

名前出して申し訳ないですが、昔、玉村町は群馬県でも人口増加は最高だったのです。はっきり言うと、全国でもこんな伸びのある町はないということだったのです。それが何ですか、20年たったら。私の知っている人が昔、玉村町はいいよな。どこへ行くのにも近くて、道路はいいしと、こういう条件だったのです。それを言ったのが吉岡町の人でした。うちのほうなんか、上はお寺があって、あそこから下の前橋市まで来ると、標高差が200メートルだって。玉村町はそれに比較すると板井から五料まで70メートルなのです。それなのに、あれだけ標高差があるのに玉村町は抜かれてしまった。なぜ悪いか。今までの行政のやり方の長が悪いのだよ。はっきり言いますよ。

それと、なぜいいかという橋です。上毛大橋という橋をいち早く架けたから。だから、あれだけ発達して、近隣の工業都市のベッドタウンだと言うけれども、近隣のベッドタウンといたって、言っただけ悪いけれども、渋川市と前橋市しかないですよ。玉村町へ下りてきなさいよ。高崎市、前橋市、伊勢崎市、太田市まで行くのですよ。そこがどうして抜かれるの。誰が悪いの。これはもう絶対反省

しなくてはならない。

そんなことで、非常に、私もしっかり言って一度落ちましたよ、選挙に。だけれども、どうしても何とか、今の状態を見ていたのでは、だらしがないから、みんなが。それで再度出てきました。再度挑戦して上がってきたのは私ともう一人いるだけだそうです。

そんな中で、言いたいことを今言いましたけれども、何とかこの消防の問題と道路の拡幅の問題、この辺をいち早く、20年も30年もかけないで、20年、30年かけると孫の代になってしまうのです。私たちは生きていませんよ、ここにいる人は、ほとんど。そんな政治をしないで、いち早く、政府はみんないいことを言うのです。何を言うか、とんでもないことを言う。スピード感を持って、口だけ。口だけは誰でも言えるのだよ、口があるのだから。

そんなことで、ちょっと辛口で申し上げましたけれども、どうも今までの政治を見ていると甘っちょろい。だから、私が一度落ちこちても、再度登板しました。こんなわけで、町に問い合わせますけれども、明確な答えを、明確な話をしていただきたいと思いますので、1回目の質問はこれでいきますので、よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） おはようございます。それでは、笠原則孝議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、消防団統合に伴う詰所の所在についてお答えいたします。消防分団詰所の統合計画につきましては、令和2年3月に策定した玉村町消防団再編実施計画の中でスケジュール等を定めております。消防団の再編は、令和3年度から令和10年度までの8年間で3期に分け、1期当たりの再編期間を4年間とし、分団数を現在の10個分団から5個分団に統合、1個分団の団員数を15名から20名にし、同時に老朽化している活動拠点である詰所及び車両の更新を図るものです。現在は、計画の第1期に当たり、令和3年から6年までの4か年で八幡原、宇貫、上之手を管轄する3分団と角淵を管轄する4分団が統合する南分団、上陽地区の9、10分団が統合する上陽分団の再編に取り組まっております。

ご質問の消防団統合後の消防団詰所の所在について、住民及び団員からの合意はどの程度得られているのかにつきましては、再編計画の実施に先立ちまして、上陽分団、南分団が管轄する地元区長を交えて、該当分団の正副分団長及び団本部とともに、それぞれの分団ごとに令和2年9月に第1回再編会議、11月に第2回再編会議を行いました。また、その間の10月には、団本部及び該当分団の正副分団長との意見交換会を実施いたしました。詰所の建設場所につきましては、これらの会議、意見交換会で協議検討した上で、上陽分団詰所は玉村内科クリニック跡地、南分団詰所は社会体育館敷地内を案といたしました。

その後、上陽分団詰所につきましては、区長、消防団から合意が得られ、玉村内科クリニック跡地に決定し、南分団詰所の建設場所につきましては、地元住民の意見を聞く必要性や詰所の建設を上陽

分団と同時に行うのは難しいとの判断から、令和2年度中の決定を見送り、令和3年度に決定することといたしました。その後、令和3年5月に新しく就任された地元区長と第1回意見交換会を行い、再編に至る経緯と昨年度までの検討内容についてご説明し、7月には私も参加し、改めて地元区長と第2回意見交換会を行い、社会体育館敷地内に建設することについての内諾を得ることができました。

しかしながら、各区長からは、地元説明会を行い、住民の意見を聞いた上で最終的な決定をしてほしいとの要望があったことから、南分団詰所を社会体育館敷地内に建設したい旨を明記した住民説明会の開催通知を該当地区の全世帯に配布し、私と団本部、該当の分団長が出席の下、10月14日の午後7時より、南小学校体育館において説明会を行いました。

なお、出席者は、区長4名を含めて合計12名でした。この説明会においては、社会体育館敷地内での建設位置についての質問や要望はありましたが、社会体育館敷地内については反対意見がなかったことから、住民からの合意が得られたものと判断し、令和4年度予算に実施設計費を計上したところです。なお、この2月に関係区長から位置再考の要望が提出されたところですが、消防団の果たす機能や将来への財政負担を考慮しますと、現計画位置がふさわしいと考えており、引き続き丁寧に理解を求めてまいります。

今後、令和5年から8年度の第2期、令和7年から10年度の第3期で、玉村分団、中央分団、芝根分団の再編を行う予定ですが、詰所建設場所につきましては、消防団、地元区長や住民の意見を聞くのはもちろんのこと、町全体の防災・防火を考慮しながら位置の選定をしたいと考えております。

また、平成29年3月に策定された玉村町公共施設等総合管理計画では、基本理念として、持続可能なまちづくりに向け、公共施設等の量や活用方法を見直し、時代に即した公共サービスを提供することとしており、同計画では健全財政の維持のため、公共施設等の将来の更新費用の縮減も定められております。新詰所の建設につきましても、これらの方針を踏まえ、財政面を考慮し、町有財産の活用を視野に検討してまいります。

次に、道路の拡幅工事についてお答えいたします。初めに、藤岡大胡線バイパスについてですが、昭和62年に県道藤岡大胡線のバイパス道路として、前橋市との行政界から高崎市新町との行政界までを都市計画道路南北幹線として都市計画決定しています。玉村大橋の南から上飯島交差点までは、県が整備を行い、現在暫定2車線で利用されています。上飯島交差点から南へ向かう一部の道路の拡幅については、平成17年度から平成24年度に国庫補助事業により町が整備したもので、当時も藤岡大胡線バイパスとして県が整備すべきとの認識ではありました。しかしながら、中央小、南中学校への通学路としての歩道整備要望や、大雨の際に鯉沢の水を滝川へ放流する雨水幹線を計画道路内に埋設整備する計画があり、県の事業化を待てられない状況であったため、軍配橋までの間について、計画道路幅の半分である車道2車線分と西側歩道分を先行して整備したものです。

今後の事業についてですが、あくまで藤岡大胡線バイパスは県道のバイパスであり、県が将来の県土整備分野の計画を示す「県土整備プラン2020」においては、藤岡大胡バイパスを着手に向けて

検討する事業と位置づけているため、早期の事業化が実現するよう要望を続けてまいりたいと考えております。

次に、町道103号線道路改良工事の進捗状況であります。事業としては、角淵の現県道藤岡大胡線から川井の工業団地内の県道綿貫篠塚線まで、延長2.7キロメートルを主に現道を拡幅する国庫補助による道路改良事業です。平成30年度から事業に着手し、令和2年度までに各種測量、道路設計を終えており、その間、角淵、下茂木、川井の地区ごとに各2回の地元説明会を実施しております。下茂木の滝川より西集落部は、現道幅が狭く、見通しも悪いため、事業優先区間として令和2年度より用地買収を進めており、令和4年度も買収を進めます。工事については、用地買収の進捗を考慮し、100メートル程度の区間で工事を発注する計画であり、令和5年度から工事を予定しております。

次に、町道3041号線の拡幅については、上陽小学校南から北部公園サッカー場までの区間の拡幅のことと思われ。こちらにつきましては、上陽地域の区長様連名による要望が出ると聞いておりますが、工事の実施については財政状況等を考慮し、検討してまいります。

最後に、八幡原公民館南から宇貫を通り、角淵へ抜ける道路の拡幅につきましては、八幡原、宇貫地区の通学路になっており、拡幅による交通量の増加、通過車両の速度が増す等、交通安全上懸念を心配する地元意見もあることから、拡幅予定はございませんが、舗装の老朽化が進んでいるため、令和3年度に舗装の打ち替え工事を実施いたしました。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） ただいま町長からの回答を得ましたので、それについて申し上げます。

まず第1に、消防団の詰所に関する住民説明会、このチラシが私のところで見ているのですが、令和3年の10月14日木曜日というのは、これはよく考えたり、いろんなものをやってみたら、たしかコロナがはやってきて、たしか8月20日から9月30日までが緊急事態宣言だったので。その中で終わって僅か14日、このチラシを出してもらって、聞きましたら全世帯に、2,350世帯に配布したと。時期をよく考えてみると、これ農繁期ですよ、はっきり言って。そんな中で出して、出てきたのが12名、12名の中の区長が3人ですか。何となくアンケートを見たといったって、これではやりましたというだけのことなのです。ほとんど私が思うには、住民の許可取れていない。変な話ではないが、これもパーセンテージに直すと皆さんたまげるかもしれないけれども、パーセンテージでは0.0883ですよ、人口で割ったら、世帯で。今の経済下の日本の銀行金利よりもちょっといいぐらいだから、こんな程度。こんな程度、分かる。数字出さないとみんな分からない人がいるから。100万円積んだって利息は幾らつきますかということ言えば分かるでしょう、0.0幾つというのは。そんな中でやって、やりました。それで社会体育館の敷地に造るけれども、これ了解してくれということです、これは。普通は物事を決めるのは、国会でもどこでも3分の2以上の賛成が

なければ決めないというのがその決まりではないですか。それをこんな数字で決めてしまって、これでどうだといって、だから後になってこんな陳情書が3枚も出てきてしまうのだ。こんな行政をやっているようでは、悪いけれども、玉村町は笑われるよ、はっきり言って。こういうことについて、悪いけれども、ちょっと担当者に聞きたいのですけれども、担当者、どうぞ。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

確かに日にちに関しましては、緊急事態宣言明けということで、我々もこの日にやれるかやれないかというところはかなり心配をしていたわけですけれども、何とかそれが明けた状況になりましたので、なおかつ場所は南小学校の体育館というところで広い場所を設定いたしましたので、密を避けつつ、換気もきちんとしながら、感染予防を図ってできるだろうということで、その日に実施をしました。

農繁期ということであることのご指摘もありますけれども、それがありましたので、一応夜間、サラリーマンの方も多数いる地域でございますので、お仕事が終わった後に来られる時間帯ということで、あまり遅いとまたそれも大変なことになるのかなと思いましたので、現実的なことを踏まえまして、夜の7時からという時間を設定させていただいたところです。こちら出席率が悪いということで、我々もその日、受付をやっておりましたところ、なかなか人の集まりが悪くて、困ったなとは思ったのですけれども、こちらも該当地区の全戸に、こちら町の考え方を案という形で示した上でご出席をお願いし、それに対して出席率が悪かったということで、そこについては残念だとは思いますが、これ以上の我々の対応としては、当時はできなかったのかなというふうに思っております。

要望書もまた2月に出されておりますけれども、こちら要望をいただいた方々には、改めて直接お話をしまして、丁寧に説明をして、ご理解をいただきたいなということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今担当課長から説明がありましたけれども、農家の仕事、担当課長は農家をやっているのかな。そうでしょう。だからそういうふうに言えるのよ。農家の米の刈り入れの忙しい時期にだよ、まだ10月とっては明るい、7時だって。そういうのが全然考慮されていない。それでうちへ帰って、風呂へ入って出てくる。間に合いますか、7時に。そういうことも考えておかなければ。こんな急いでやる時期ではないのだよ。大体のんびりとやっているからこんなことになるのだよ、はっきり言って。

それと、一番大事なことは、そのような役場の都合上でやられては困るのだよ、本当に。1回ぐらいの説明で、本来の目的が達成だと。消防団員の使命というのを私が今読みましようか、よくあなた

方は知らないらしいから。消防団員は、住民の生命と財産と守るのが第一の使命なのですよ。それがこんな簡単なことで達成されては困りますよ。よく物事を考えて一から勉強してくださいよ。こんなばかげたことをやっているのでは時間の無駄。はっきり言って本当に怒っているのだから、こんなやりたいこと、役場の都合上で物申すから。これ以上やったって怒りばかり出てしまうのでどうしようもないから。反論があったら言ってください。誰でもいいから。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 笠原議員のお話聞かせていただいて、確かに消防団の使命、消火と防災、住民の生命と財産を守っていただくというところをボランティアという形で担っていただいております。とてもありがたい団体といたしますか、町の防火・防災に関しては、なくてはならない存在というふうに思っております。

一方、笠原議員がお怒りになられていること、またその要望をいただいた方々、詰所の場所につきましては、区長さんに関しましては、こちらでご説明をして、消防団の機能的には我々が言っている場所と町が設定をした社会体育館の場所、距離にして500メートルぐらいということで、特にそこで消防力が落ちるといってもなく、機能は一応保たれているのではないかとということで、そこについては各区長さんは大丈夫だろうというお答えをいただき、そして我々は分かったと。ただ、地域の住民の人には全員に説明をしてくださいというご要望をいただいて、今回の10月の地元説明会を開かせていただきました。確かに出席いただいた人が少なかったということもありますけれども、こちらは消防団とも相談をし、町長とも相談をさせていただいた上で日にちは設定をさせていただきました。こちら消防団の詰所につきましては、分団員としまして、社会体育館の敷地内ということは団本部、あとは該当分団の3分団、4分団皆さんの同意は得られているということは申し添えたいと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 12番笠原則孝議員。

〔12番 笠原則孝君発言〕

◇12番（笠原則孝君） 今申し上げていますがけれども、中には申し上げて納得していない人がいるのです。よく考えてみると、確かにいいけれども、あそこが、前にも言いましたけれども、下新田の詰所だよ、あれ。場所からいって。よくみんな考えてくださいよ。では、ウイングはどうするのか、ウイング。関越の向こうにあるところ。それとか今度は玉村ゴルフ場の前、そういうことも全然考えないで、ただ、はっきり言いましょうか、町の所有である体育館のところへ造れば金がかからないからと。何だって金、金で処理している。はっきり見えているのだよ、そういうことは。孫子の代まで使うのですよ、1回建てれば。少なくとも40年。そんなところへ、今度はそっちのほうへ造ってどうするの、それ。今度は裏を返せば、こう言うのです。玉村町には常備消防があるからいいのだよと。

後方支援ぐらいでいいぐらいなことを言うけれども、そんなものではないですよ。かつてあそこは上之手かな、下新田かな、火事になったのです。そこでいち早く消防団の人が行って、まだ消防署が来ないのですよ、朝なので。それで消防車からホースを出して、消火栓からやって、消火活動をしたのです。近いからできる。そんな、悪いけれども、ウイングの方向まで何分かかりますか。タイム計ってくださいよ。それはやっぱり交通の便でさっさと行ける場所へ持っていかなくては。

それと、同意が得られたと言うけれども、これ悪いけれども、消防団員全部から無記名でも何でもいいからアンケートを取ってください、1回ぐらい。これみんな承知しないよ。強行で突破しようというような考え方を持っているようだけれども、その辺ちょっとやってもらわないと、これいつまでたってもいかないと思うのだ。上陽の場合やなんかはすんなり道路の問題だけでいくようだけれども、あそこにも問題がある。南北の道路は仮に拡幅すればいいけれども、今度は東西どうするのだと。南北出る場合は大したことないけれども、東西のほうが多いのです、人家は。出ていくのに。だから、回り道しなくてはならない。コンクリート屋の前からずっと。そういうのを全然考えないで、町が所有しているところへ造れば金がかからなくていいと、こんな単純な考え方なのだ。こんなのではやっぱり行政やっていくといたって、だめだよ、こんなのでは。うちの持ち物の中でやればいいよという、こんな小さい島国根性もいいところだ。これで日本が終わってしまうわけではないのだから。30年、40年先を見据えて物事をやらなければ。だから、全て玉村町がやろうと思うものがみんな遅れている。県の橋にしたってそう。62年ですよ。皆聞いている人は分かるけれども。役場の人はいなかんべ、昭和62年には。何年かかっている、今。昭和から平成になって、平成から令和ですよ。こんな政治しているのだもの。俺、玉村町に住んで、何だ、この町はと思ったもの。よそも知っているから。だから、ほかの議員さんというのは、悪いけれども、玉村町以外を知っている人は幾人もいないと思うのだ。だから同じ土壌の中で、ああ、こんなものでいいのかなと思ってしまうわけだ。

いずれにしろ、こんなことを言ってもしょうがないから、次のほうに移ります。コロナもあるし、時間的に1時間あるけれども、1時間使わないで40分ぐらいでよそう。

そんな中で、次に今度は道、また道も非常に見ると、さっき町長が言ってくれたけれども、これやったのがやはり昭和62年です。昭和62年で前橋市、玉村町の状況、何でこんなにかかるの。今日の新聞見た、皆さん。悪いけれども。武尊、武尊の橋、2000年ですよ。見た人がいるかもしれないけれども、その橋が開通している。沼田市との距離もうんと近くなってしまった。2000年だから、まだたっても22年。玉村町は33年かかっている。まして、こんなことを言っただけでも、人口の増加率から見たら、玉村町、県央と言っていますよね、この地区を。向こうは片品、分かるでしょう。ほとんど冬の間は雪。そこのほうが早くできてしまうのだよ。これは何が悪い。つくづく考えた、いろんなことを。こんなことをやっているから人口がやたら減っていつてしまう。一時は4万人に届くのではないのかなと言っていたのが何、今。3万6,070人ぐらいになってしまった。まだ減るよ。だから、こんなことでは住んでいて恥ずかしくなってしまう。ちゃんと町の首長だけで

はなく皆さん、課長クラス、職員の方、もっと本当にふんどしを締めてやってもらいたい。

それで、いろんな道のことを言ってもしょうがないから、コロナであるし、多く長くやっても困るから、私はこれで終わりといたします。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。9時50分に再開いたします。

午前9時35分休憩

午前9時50分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、6番月田均議員の発言を許します。

〔6番 月田 均君登壇〕

◇6番（月田 均君） 議席番号6番月田均です。議長の許しを得ましたので、通告書に基づき一般質問を行います。根がおとなしいもので、静かに一般質問を行います。

玉村町で初めて新型コロナウイルス感染症感染者が確認されたのが2年前の3月28日、私の日記には、「PM9:30、玉村町でコロナウイルス発生」と記載されていました。ついに来たな、そんな感じでした。その後、6月議会以降、多くの議員の方が新型コロナウイルスに関する事項を質問に取り上げてきました。新聞、テレビでも連日感染者が報告されています。

玉村町の感染者がどのように推移したか調べてみました。昨年1月、第3波の襲来で22人、2月、14人、3月、4人、4月、12人、5月、第4波で34人、6月はゼロ、7月は5人、8月は第5波で87人、9月は30人、10月はゼロ、11月もゼロ、12月、2人、今年に入り1月、第6波で220人、2月は458人、オミクロン株の感染のすごさを実感しました。ピークは2月1日の38人でした。その後、急速に減少するかと思っていましたが、高止まり。さらに、2月24日には、ロシア軍によるウクライナ侵攻のニュースが飛び込んできました。大変な時代になったと感じているところです。このような中ですが、町に考えてもらいたいテーマがあるので質問します。

第1の質問、令和4年度施政方針について質問します。施政方針の重点項目④「生活しやすい環境をつくる」の中に、上水道の整備について次のような記載があります。浄水場施設の更新については、巨額な投資が必要であることから、建設費や維持管理費等を民間の資金やノウハウを活用し、従来よりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるよう、PPP/PFI導入の可能性について検討していく、このような内容ですが、ここで述べられているPPP/PFIとはどのようなものか。また、可能性検討とは具体的にどのようなことを行うのかお聞きします。

第2の質問、お昼のサイレンの復活の質問です。2年前、5年前、6年前にも同じ質問をしました。さらに、9年前には先輩議員が同様な質問をしています。合計4回、今回で5回目の質問です。復活

できない理由は、就業形態の変化、生活様式の変化、権利意識の変化等によるものというものでした。夜勤で昼寝している人がいる。赤ん坊が起きてしまう。携帯を見れば時間が分かる。うるさいと感じる人が増加傾向にあるなどの理由のようです。農業関係者などからは、今でも復活の要望がありますが、4回質問しても進展がない、諦めるしかないと思っていました。

そのような中、昨年、消防署から500メートルほどの距離に住む年配の夫婦から、お昼のサイレンを復活してほしいとの要望を受けました。話を聞いてみると、お昼のサイレンの吹鳴がないとつまらない。生活に刺激がない。張りが無いということでした。ほかにも同様に感じる人がいると思います。住民の声を一つ一つ聞くことは大切なことと思います。サイレン復活を要望します。

ところで、騒音のクレームがあったと聞きますが、どのような内容だったか、お聞きします。

続いて、第3の質問、昨年末、役場ロビーにデジタル表示パネルが設置されました。総合案内の前に立ち、南側を見ると、大きな表示パネルが2台並んでいます。1台は町の情報、残り1台は民間事業所等の広告が表示されています。既に総合案内の上の壁にもデジタル表示パネルが取り付けられていますが、今回新たに設置されたデジタル表示パネル、設置の経緯、目的、契約等についてお聞きします。

続いて、第4の質問、昨年12月の第4回定例会の一般質問で、文化センター敷地内にある古墳の石室を取り上げました。その石室は、角淵にあった第15号古墳と記載されているが、上茂木にあった萩塚古墳だと言う人がいる。事実はこちらかという質問でした。その中で町長から、公文書に関する回答がされました。公文書という言葉は、マスコミの中では時折登場しますが、私の前に現れたのは初めてでした。公文書の重要性に気づき、質問します。

まず、公文書とは何か。

2、町の公文書管理はどのように行っているか。

3、12月の一般質問で、角淵の第15号古墳を昭和42年10月8日から16日の9日間で中央公民館に運んだとの回答がありましたが、その内容は町の公文書として管理されているのかどうか。

以上で1回目の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 月田均議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。PPP/PFI導入可能性調査についてのご質問ですが、玉村町の浄水場につきましては、運営開始より約45年が経過し、老朽化への対応が急務となっております。さらに、耐震診断や浸水ハザードマップから、大地震や大洪水の発生により水道水を供給できないおそれも指摘されているため、災害のレジリエンス強化も必要となっております。そのため、平常時はもとより、緊急時においても安全、安心な水道水を安定供給すべく、浄水場の更新を計画しているところです。浄水場の更新には、多額の費用が必要であり、利用者の料金値

上げに直結するため、維持管理経費を含めたコスト縮減を図る必要があります。また、更新事業は長期間にわたり、担当する上水道の技術系職員の確保も課題であり、全国的にも浄水場を含めた上水道の技術やノウハウの継承をどのように進めたらよいのかが大きな課題となっております。

そこで、民間事業者が持つ資金、技術、ノウハウなどを積極的に活用し、これらの課題解決につなげるため、官民連携手法であるPPP/PFIの導入の可否について調査する業務がPPP/PFI導入可能性調査でございます。本業務は、先進事例の調査や研究、事業スキームの検討や市場調査などを実施し、設計、建設部分だけの発注手法や維持管理まで含めた発注手法等、様々な手法について検討し、本町にとって最も有効的な手法を模索するものであります。なお、PPP/PFI導入可能性調査の実施が、浄水場更新事業の国庫補助採択の必要要件にもなっております。この調査結果を基に、浄水場の更新や維持管理の事業手法等を検討してまいります。

次に、お昼のサイレンについてお答えいたします。玉村消防署のサイレン吹鳴については、現在、毎月1日の正午に試験吹鳴として定期的を実施しています。また、火災発生時に消防団への招集を行うために実施しています。ご質問中の、住民からの生活に張りが出る、励みになるとのご意見につきまして、そのように感じていた方がいるということは認識いたしましたが、消防のサイレンにつきましては、委託先である伊勢崎市消防本部の運用方針により実施しているものであり、また消火活動を円滑に行うためのものであることから、ご要望にお応えすることは難しいと考えております。

また、騒音に関する苦情等につきましては、玉村消防署及び町では記録として残っていないため、件数はお答えすることはできませんが、消防署に寄せられた苦情については、昼夜の交代勤務をしている住民からの、昼間の睡眠時の妨害になるといったものや、単にうるさいといった苦情等であったと聞いております。近年は、地域を火災から守るための消防団夜警時の車両によるサイレン吹鳴についても苦情があり、現在20時以降はサイレンを鳴らさずに巡回しております。

その他の交通や生活騒音についての苦情も近年増加傾向にあります。ライフスタイルや価値観の多様化等、理由については様々あると思いますが、音に対して敏感な方が一定数いる現状を鑑みますと、お昼のサイレンを復活させることは難しいと考えております。

次に、役場ロビーに設置されたデジタル表示パネルについてお答えいたします。初めに、設置の経緯についてですが、導入業者である株式会社サイネックスより提案を受け、導入費用をかけずに町の情報発信ができる取組であることから導入を決定いたしました。

設置の目的は、町役場来庁者への情報のデジタル発信であり、パネルはデジタルサイネージと呼んでおります。画面サイズは55インチで、2台で1対の取扱いとなっております。具体的には、1台を役場の情報発信専用にご利用し、もう一台を企業や事業者の広告用として使用しております。契約については、5年間の契約となっており、町の情報の更新作業は企画課が随時行っています。他の自治体の導入状況は、関東近辺では埼玉県上尾市、千葉県船橋市で導入されております。

次に、公文書管理についてお答えいたします。まず、国や地方公共団体では多岐にわたる文書を取

り扱っており、それらは公文書と私文書とに分類されます。公文書につきましては、国や地方公共団体等の公務員が職務権限に基づき作成する文書となり、それ以外の文書は私文書となります。ただし、国や地方公共団体において文書を管理する上では、公文書か私文書かを区別せず、共通のルールにのっとり管理しております。

玉村町の文書管理は、玉村町文書管理規程に基づいて行われており、その方法はファイリングシステム方式を導入しています。日々発生する文書は、フォルダーごとに管理され、そのフォルダーは業務の体系に沿ってキャビネットに保管されます。ファイリングシステム導入以前は、職員が個人ごとに文書を管理していましたが、同システムの導入により、文書情報の共有化が図られ、文書の所在確認もより適切に行えるようになりました。

また、玉村町文書管理規程では、文書の種類によって保存年限区分を定めており、過年度の文書については、その内容を精査の上、当該個別フォルダーを保存年限別に分類し、保管しています。保存年限が経過した文書につきましては、年1回、まとめて廃棄しておりますが、様々な個人情報等も記載されているため、直接クリーンセンターへ搬入し、焼却しています。ただし、歴史資料として重要な文書等で必要と認められるものについては、保存年限が経過しても廃棄せず、生涯学習課に移管し、保存、管理しております。

次の15号古墳の公文書についてのご質問は、教育長からお答えいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 月田議員の玉村町第15号古墳石室移築に関するご質問にお答えいたします。

玉村町第15号古墳発掘調査報告は、当時の中央公民館に保管されていた公文書に残されていましたが、そこには15号古墳の石室の移築に関する記述はありませんでした。しかしながら、移築後、撮影した写真や群馬大学による調査記録などから、移築された日付を確認できたことから、文化センターに移築した際に説明用として作成したチラシに記載したものです。このチラシも職員が業務として作成したものであり、公文書となります。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） では、自席から質問いたします。

まず、施政方針なのですがすけれども、TPPというのよく聞きまして、環太平洋パートナーシップなのですが、PPPとかPFI、私勉強不足で初めて知った、今まで知りませんでした。昨日、これ何かなと調べてみたのです。そうすると、PPPとは、パブリック・プライベート・パートナーシップの頭文字を取ったものなのです。そのまま訳しますと、パブリックは公共です。プライベートは個人、パートナーシップは共同、公共、個人、共同ということで、官民連携ということになるのかと思いま

した。

PFIというのは、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの頭文字なのです。プライベート、個人、ファイナンス、資金、イニシアチブというのは率先ということで、民間資金を利用して新しい事業を始めることというふうに私は理解しました。ああ、そういうものかというので分かったのですが、聞いたばかりで、私はいいとも悪いともよく分かりません。ただ、アルファベットが続いたり、片仮名が続くものは注意しろという話も聞いていたので、今後これがどのように進んでいるか、注意して見ていきたいと思います。

続いて、お昼のサイレンなのです。これは伊勢崎消防署の1つの方針というのものもあるかと思いますが、ということなのですが、やはり町民の話をよく聞くことも大切なことだというふうに感じています。今から1年ちょっと前、埼玉県の熊谷市もお昼のサイレンをやめているのです。それがネット上に流れていまして、見ますと、周りの住民というのは慣れ親しんだと好意的に受け止めていたということで、やはり玉村町と同じように残念という声がいっぱい出ていました。うるさいという情報が何件かというのでインタビューで答えていましたけれども、年数件ということで、消防署のほうの説明がなかなか歯切れが悪かったということで、玉村町と同じだったのかなと思いました。先日、今どうしているのだというので確認しました。そうしたら、やはり熊谷市は、サイレンはやめたのだけれども、防災無線を整備して、スピーカーでお昼と子供の帰宅時には音を流しているということだったのです。だから、玉村町のように、うるさいとか伊勢崎消防署がやめたからやめるというふうなことではなくて、もっと住民の要望をしっかりと聞いているなという感じがしたのです。だから、この辺はやはり行政を行う上で、サイレンにかかわらず、しっかり頭に入れてやってもらいたいと思います。

今の町長の話で聞いたのは、夜の消防自動車による点検の音が20時以降やめているという話がありました。私も昔、うちの子供が小さかった頃、うちの子供は、あの音を聞くと、「カン、カン、カン」というので喜んでいました。だから、ちっとも悪いと私は思わない。一番気になったのは、うるさいと言う人がいるかもしれないけれども、それを、はい、分かりましたという町のほうが私はどうかしていると思う。先ほど笠原議員が怒っていましたが、私はこういうことは怒りますよね。住民のために鳴らしているのだから、それをうるさいと、はい、分かりましたというふうな行政では困ると思うのです。その辺は、どんな経緯があったか聞きたい。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

消防団の夜間警戒時にサイレン、「カン、カン」という音を鳴らしながら以前は夜間警戒をしておりました。もちろん私も子供の頃からそういう音を聞いていたので、それを当たり前のことだろうというふうにも思っておりましたが、やはり数年前に、夜、うるさいというお話が多数寄せられたと聞いております。そんなことがありまして、やはり健康被害があるのだとか、あとは子供が起きて

しまうとかという、そういうお話をされて、当時の担当者、検討した上でそれをやめたと。夜間遅く、20時ということはこちらのほうで消防団と相談して決めたわけですけれども、遅い時間帯にそちらを鳴らしながら警戒するのはやめましょうということにさせていただきました。こちらは、全国的にこういう傾向にあるのかなというふうに思います。

町長の答弁にもございましたが、環境安全課のほうにも消防署からの救急車ですね、救急車のサイレンがうるさいというお話も何件かございましたし、また生活騒音につきましても、近年、特に増えているような気がします。行ってみると特に何の音もしないのですけれども、本人にしてみたら、夜寝られないぐらいうるさいのだというような、そういうお話もありまして、やはり健康被害等を訴えられますと、やはりどうしてもやらなくてはいけないものに関しては継続しなくてはいけないとは思いますが、そうでないもの、例えば時間をちょっと区切るとか、早い時間帯でおしまいにするとか、そういった対策を取りながらやらなくてはいけないものも出てくるということで、ご理解いただきたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 歯切れの悪い回答だと思いましたがけれども。何年か前、5年以上前かな、うちの前に国道354号ができて、道路ができるとやっぱり音が全くしなかったところが音が出てうるさくて、うるさいと言ったけれども、相手にされなかったのですけれども、そういう消防署の音がうるさいと言うと、そういうところにはすぐ気を使ってやってくれるのかと、へえと思いました。

実は、お昼のサイレン、確かに減っているのです。群馬県で今鳴らしているのは、前橋市と桐生市です。前橋市の南消防署に行くと、お昼にポーッと鳴ってきます。うるさいかと聞いたら、近くに幼稚園があって、幼稚園の先生は、音がすると子供に、「お昼のポーが鳴っているから早く御飯食べな」と言えるからいいと言ったわけ。その前に病院がある。道を隔ててすぐ前に病院がある。病院に聞いたら、全然何でもないよということで、やはりいろんな意見がありますから、市場調査もあるけれども、そのうちの5%ぐらいの話を聞いて、はい、分かりましたというのはやっぱり好ましくないなと私は思った。もっと広く調査して、意思決定をしてもらいたいなと。

ところで、私思うのだけれども、確かに伊勢崎消防署で、伊勢崎市のほうが先に時間を短くしたのですよね。玉村町は、私が子供のときから30歳ぐらいまでは30秒鳴っていた。次20秒、5秒になったのは今から十数年前だから、それまでは相当長く流れていたということで、そのとき伊勢崎市は短かったので、今伊勢崎消防署に統一しているということだけれども、それは玉村町専用に変えてもらうことは十分可能だと思う。4億5,000万円ぐらいの消防委託費も払っているのだし、その辺話はしてもらいたいなと思った。

もう一つ、本当に月一遍というか、私は週一遍ぐらいあったっていいと思うのです。週一遍、日曜日、子供がふらふらして遊んでいるときに、お母さんが、お昼のポーが鳴ったら早く帰ってきな

さいよというぐらいのこと、そういう音は出てもいいと思う。だから、そのぐらいのことはまず検討してもらいたい。

もう一つ、あと音が鳴るのが5秒というけれども、スイッチ入れて切るまでが5秒、全開で鳴っているのは3秒ぐらいしかない。うちから消防署まで1.5キロぐらいあるのですが、何かドンという音がするぐらいの音が月1回するので、その時間ぐらいはもっと長くしてもらっていいのではないかなと思うのですけれども、その辺のことはもう一回伊勢崎消防署に相談してもらいたい。こういう話があるのだけれども、どうだと。回答を私にちゃんともらいたい。その辺のことを、しっかり回答を待っていますので、お願いいたします。

続いて、ロビーに設置されたデジタル表示板なのです。これが去年の暮れあたりに出たので、私が気がついたのは今年になってからなのですが、よく目立つなというのが1つの印象でした。役場ロビーに入ってみますと、役場ロビーって東が開いていて、南も開いていて、非常に明るくていい場所なのですけれども、そこには150を超える町のパンフレットとか資料が置いてあるのです。あと町のつくった製品なんかも置いてありまして、ほかの市町村と比べていい感じなのです。ところが、あれができてから、何か表示パネルの、特に広告のほうばかり私は目が行くようになった。要は従来の資料、パンフレットとか、そういうものが要するに表示がかすんでいると。あと受付の女性の上にまたデジタル表示パネルがありますけれども、あれよりも南にあった新しいサイネージパネルのほうが明るいということで、そちらに目が行ってしまったということで、やはり全体とすれば、本当にプラスになっているかどうか、町のプラスになっているのか疑問を感じました。やはりほかのものが見えなくなったような状態で表示パネルがあることは、私は非常によろしくないなという感じがしたのですけれども、この辺は取り付けた担当者としてはどう感じていますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） ロビーにあります表示パネルですけれども、こちらはデジタルサイネージと申しまして表示をしております。こちらは2台ありまして、1台は町の情報を提供するためのものであり、もう一台は民間のCMを流すものとなっております。こちらを設置するに当たって、本来ですと費用がかかるところですけれども、業者とタイアップをすることによって町の情報が流せるということで、費用をかけずにCM、町の情報が流せるということでメリットになるのかなと思っております。その場所が明るい、55インチですので、かなり確かに明るい状況ではありますけれども、ロビーで人が集まる場所ですので、効果があるものと思っております。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） だから、効果はあるけれども、ほかの掲示板、資料が全然見えなくなっているよということ、それに対してどう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） チラシについては、随時替えておりますので、チラシを見なくなるということにはならないかと思えます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 私は、ほかの市町村で、デジタルサイネージパネルとか広告板を、デジタル表示板をどうしているかなというので、近隣の市町村をずっと見てきたのです。そうしますと、何種類か種類があるのです。その中でもあんなによく目立つのはないなと。やっぱり設置場所というのは比較的広告は控え目にやっていますよね、ほかのところ。だから、その辺は広告を出す上で注意してもらいたいと思うのです。確かにお金のない時代に、ただで表示ができる。魅力ではあるのですけれども、財政改善とか行政のサービス向上、住民から強く要望されているということから見れば、ああいうものを使うのは分かるのだけれども、よく考えてみると、自治体には広告しているのと同業会社がいっぱいあるのです。ほかの会社がある。となると、ある意味では自治体で一部の事業所の広告を出すということになるのです。これが今1つ妥当かどうかというのを真面目に考える必要があると思うのです。もし私が事業をしていて、あそこにお金がなくて広告出せなくて、役場に来たときに、他社の広告が出ていけばいい気はしないということです。自治体の仕事というのは、一部の人の利益を代表するわけではないので、その辺は慎重にやるべきだというふうに私は考える。あとは、やるとしてもあまり目立たないようにやるのがいいのではないかと思うのですけれども、その辺は副町長なんかはどういうふうに考えますか。

◇議長（石内國雄君） 副町長。

〔副町長 古橋 勉君発言〕

◇副町長（古橋 勉君） 難しいご質問なのでお答えもどうしようかなと今悩んでいるのですけれども、1つは、町のロビーというのは、何らかの形で用事のある方が役場に来ている。それは町民であり、また町外の方が来られているということが1つあると思います。パンフレットだとか冊子等ございまして、それを見る機会が失われているのではないかという月田議員さんのお話も、ああ、そうなのだなと思いましたが、一方、情報というのはなかなか、議員さん方がおっしゃるように、町民にちゃんと伝えているのかというふうなことが言われますので、災害でもいろんな場で多種多様な媒体を通じてということで、せっかく何らかの、デジタルサイネージを見に来る方はいらっしやらないのだと思うのです。ですから、何らかの都合で役場に来て、時間、待ち合わせだとかということの中で町の情報を得られるというのは、これは大事なことなのかなと。今までは、パンフレットだとかありましたけれども、それ以上にインパクトがある。

一方、その情報が、ライバル会社だと、うちが出ない、確かにそういう面もあるのかなと。一方、

私が思いますのは、私もちょっと見ましたら、お医者さんの、こういうことをやっていますよだとか、いろんな面で、あるいは企業もありますけれども、ああ、こういう情報があるのかということで、私たちは困ったときにはネットでいきますけれども、入っていったり、いろんなところを電話帳で調べたりしますけれども、そういう機会、ああ、町にこんな企業があったのか、こういうお医者さんがこれやっているのかという情報提供にも役に立つ。ただ、先ほどライバル企業とかと言われると、なるほどなと思って、ちょっと悩ましいかなというのが、感想で申し訳ありませんけれども、そういうふうに今考えました。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） そうですね。副町長の言うことよく分かりました。

1つ聞きたいのですけれども、予算書を見ると、広告収入というか、案内板の広告収入というのがあるのです、予算書に。たしか今ある現状の総合受付のところに地図があって、あそこから幾らお金をもらっているかというところと20万円もらっているのです。今回のデジタルサイネージパネルは、あの広告媒体の形からすると、その数倍私はもらえらると思うのですけれども、幾らもらう予定になっているのですか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 設置に関しては、ゼロです。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） その辺がやはりちょっと勉強不足だなと。今ある自治体案内板というのは、今から4年ぐらい前のとき始まっているのですが、その前の半年、数か月前に総務のほうから説明があったのです。こういうものをつくるよと。広告料が幾ら入るとか話があって、当時、まあよかろうという話で来たのですけれども、聞いたら何か今のデジタルサイネージパネルは2か所ぐらいしか使っていないという回答がありましたよね、日本全国。ということは、まだ要するにああいったものを採用するときに、よく周りを見てどうかということをやってもらわないと困るなと思ったのです。ただでできるよと。いいよ、明るくていいのだよということをつけるのでは困るという感じがしました、その仕事の進め方において。もう少し慎重にやってもらいたい。私は、広告パネルに関しては、今の時代だからやめろというのはなかなか言えないのだけれども、要は、お金はしっかり取ると。広告は極力目立たないようにするというのが1つの自治体としてのやり方だと思うのです。そうでないと、広告媒体も広告代理店がいっぱいあるから、その中でいいものを選べたほうがいいと思うので、ただだったって、ただほど高いものはないという話が昔からよくありますけれども、今の総合受付の上にあるデジタルパネル、あれ最初来たときはすごくよく見えたのだけれども、何か南側の新しいサイネ

ージパネルを見ると、すっかりかすんでしまって、何かかわいそうな感じがするのです。だから、採用については慎重に、お金はしっかり取ってということをよく検討してもらいたいというのが私の要望です。そういうことでやってもらいたい。

次に、例の公文書管理、公文書管理は、今の話によると、ファイリングシステムをつくってキャビネットで保管しているという話がありましたけれども、今、国でも公文書のデジタル化という話がよく出ていますけれども、今は玉村町はどんなふうを考えて進んでいて、どんなふうにやろうとしているか、もし報告ができればお願いしたい。公文書のデジタル化です。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 現在、文書は書類というのですか、紙で管理しておりますけれども、あと町の文書管理規程、あとは情報公開条例でいいます文書または行政情報については、紙の文書のほかに図画、写真、あと電磁的記録ということで、知覚では判断できないもの、これも文書として管理しておりますけれども、デジタルデータを具体的にどのように管理するか。例えば紙をなくしていく、そういうことについては、現在検討はしておりません。

〔「してないの」の声あり〕

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 文書の中には電磁的記録もありますけれども、現在ある紙をデジタルに変えていくという検討はしておりません。電磁的記録は電磁的記録で管理をしている。文書は文書、写真、そのほか図画とか、そういったものはそれぞれ管理しているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 分かりました。実は新聞に何か国がデジタル化をするのだというふうなことが書いてあったので、その辺を検討しているのかなということで聞いただけです。

あともう一つ、最後、石室の件です。これは遺跡の資料自体はないけれども、過去の写真とかで第15号古墳を持っていったという話だったのですけれども、実は私もこの件に関して興味があったので、いろいろ調べてみたのです。群馬大学の中央図書館発行の「群馬県の古墳発掘の父・尾崎喜左雄博士展」の資料がありました。今から4年ぐらい前にできた資料なのですけれども、そこを読んでいて、そこには昭和40年代の玉村町の古墳の発掘の様子が細かく記載されていました。資料を作成した人が群馬大学教育学部同窓会長、清水和夫氏という人なのです。中身読んでみますと、この人は玉村町立上陽中学校で学んだと書いてありまして、少し読んでいくと、どうも私より何歳か上の方という感じがしました。ひょっとしたらということで、上陽の元議員の方に、私より4歳ぐらい上だったので聞いてみた。そうしたら、彼は私と小学校、中学校同級生だという話なのです。それで、紹介し

てもらって、清水和夫さんと話をすることができました。清水さんのほうも、よく覚えていまして、昭和41年12月、角淵の第15号古墳の発掘に携わったという話でした。昭和41年12月というと、ちょうど私が高校1年だと思えるのですけれども。そして、昭和42年の10月に中央公民館に運んだという話を聞くことができました。では、この話は本当なのだなと思ったのですけれども、その中で、萩塚古墳の発掘のことも聞いたのですけれども、確かに学生だったのだけれども、1年生かそこから携わっていなかったということで、細かい話は聞くことはできなかったのですけれども、私が話をよく分かったのが、角淵の第15号古墳を当時の中央公民館へ運んだのは、昭和42年の10月なのです。それは先ほど町からも説明がありましたけれども。萩塚古墳を運んだと言った人は、昭和41年の3月ぐらいなのです。ちょうど1年半のずれがあるということなのです。これは間違いないというのが分かりました。

私は推測したのです。昭和41年の春に農家の青年が中心になり、萩塚古墳を、できたばかりの中央公民館の前に移築したと。しかし、復元状態が悪かったため、その年の12月に発掘された角淵の15号古墳を翌年の昭和42年の10月に群馬大学の学生が中心になって、萩塚古墳のあった場所に新たに持って行って移築したというふうに推測したのです。この移築に関しては、1回ではなくて2回あったというふうに私は想定したのですけれども、昨年の12月、私の質問、萩塚古墳と15号古墳に対して町長は、歴史にはすれ違いのあることがある。事実と科学に基づいて検証し、後世の歴史家が解決することを望むと回答したのですけれども、私の2度石室の移築があったという推論、どう評価しますか。町長に、私は2回移築があったということを想定しているのだけれども、どう考えますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この歴史的事実というのは、日々のことをずっと書いていくということもなかなかできないと思うので、特にこういったところでは、今の月田議員が清水和夫さんのところへ行って状況を詰めてきて、それでまた当時の若者であった方が実際中央公民館に運んだという形で私も聞いています。しかし、公文書との、いわゆるずれをだんだん詰めてくると、今言ったような形で事実か、それが事実と思えるような推測が成り立ってくるわけですね。それで、この前、歴史資料館でしたか、あそこで、樋越の利根川の川沿いで出た石棺の話なんかを聞いていますと、結局は当時の社会がどういう状況だったのか、そういった知識や、当時の世情、教養とかそういうものを踏まえて、この空いているところを埋め合わせていくという、これが歴史の調査の醍醐味なのではないかということを改めて見たのですけれども、このいわゆる15号古墳に関する、あと萩塚古墳ですか、それを埋め合わせるものとして、月田議員がいろいろ努力して推測しているというのは、もっとももっといろいろな形で補強されれば、それはそれなりに歴史を埋めていくものになる可能性はあるのではないのかなという気がします。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） 引き続き調査していきたいと考えています。

実は、群馬大学の先生、その人と話をすることができたのですけれども、当時、玉村町の発掘が非常に熱心にやったと。それが基になって県のほうで発掘の組織ができたと言っていましたので、ただ単に玉村町の、当時昭和41年頃に発掘があったということではなくて、あの発掘をした努力、関係者の努力がその後の群馬県の発掘に非常に役立っていったという話が出ていましたので、ああ、なるほどなと思いました。

あと1つ、教育長に聞きたいのですけれども、萩塚古墳というのは、玉村町誌にも随分細かく出ているのです。そういう、それだけの文化財的価値があるのですけれども、私とすれば、当時、今の15号古墳ではなくて、萩塚古墳が残っていればよかったかなという感じがするのですけれども、もう少しもろもろが分かって、萩塚古墳の後に15号古墳が移築されたという話が明確になってくれば、古墳の前にある看板もその辺のところを追記できるのではないかと思うのですけれども、もし事実が明確になったときはそういったことは可能でしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） その推測、大変興味深く聞かせていただきました。今後ちょっと調査をさせていただいて、確実、それが事実であるということが判明いたしましたときには、また検討させていただきますと思います。

◇議長（石内國雄君） 6番月田均議員。

〔6番 月田 均君発言〕

◇6番（月田 均君） ぜひお願いいたします。

では、これで私の質問を終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。10時50分より再開いたします。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、7番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔7番 備前島久仁子君登壇〕

◇7番（備前島久仁子君） 議席番号7番備前島久仁子です。傍聴の皆様、いつもありがとうございます

ます。

北京では、パラリンピックが始まりました。障害があるとは思えないほどの力強さでここまでトレーニングを積み、オリンピックに臨む姿に、どの選手にも拍手を送りたい。その中国とロシアは隣同士です。間にモンゴルを挟んでいますが、国境線の総延長は4,200キロ、延々と続く国境を有する両国であります。ロシアによるウクライナ侵略で、各国へ避難するウクライナの難民が100万人を超えたと伝えてあります。日本は軍事侵略に断固とした反対を示して、全力で難民の支援をしてほしいと願っております。日々刻々と世界情勢が変わり、コロナ感染拡大も長期戦となってきておりますが、今年こそはその終わりをと願うばかりであります。

さて、玉村町では、昨年の3月議会で一番話題となっておりました社会体育館の改修工事後のオープンが4月に控えて、アリーナやトレーニングジム利用者は大変心待ちにしているところであります。老朽化した体育館の長寿命化改修工事には、公共施設等適正管理推進事業債という長い名前の事業債を活用して、返済には20年をかけて支払いが続いていきます。町民の健康の増進やスポーツ環境を担う大切な施設として、多くの町民の皆さんの利用を期待しているところであります。今までの社会体育館は、洗面所の水道が壊れたままでありまして、トレーニングジムの中は気温が35度で、湿度が70度という大変高温多湿の中で、数台の扇風機が回るだけでありました。私はこの年間利用者として利用しておりますけれども、近年の異常気象を考えると、熱中症で倒れる人が出るのではないかと大変心配しておりました。元町長と前町長へクーラー設置の要望に行ったことがあります。トレーニングをする人は、汗をかくためにジムに来ているのだから暑い中でもいいという、そういう返事で、様々な認識があるものだと感じておりました。やっと数年前には、大型のスポットクーラーを2台設置してもらって、涼しい風がトレーニングルームに流れるようになり、利用者がとても喜んでいたのを思い出します。今度リニューアルする社会体育館にはエアコンが整備されております。足が不自由で、リハビリのために歩きに来ている人もおります。仕事の帰りに1時間走っている人もおります。高齢化が進み、毎年の医療費がかさむ中であって、健康的に日々を過ごせるように、そして少しでも医療費の回避ができるよう望むところであります。

一方、アリーナのほうは、バドミントンやバスケット、剣道やバトン、ダンスなど、小さな子供から大人まで、夜間の利用は多く、とても活気があります。土曜日や日曜日は、中学生の練習試合などで使われており、歓声が外まで響いているほどであります。マスクを外して精いっぱいスポーツに励める日を心から待っております。

それでは、通告に従いまして質問を始めていきます。まず、町長の施政方針から質問をいたします。コロナ感染拡大防止や急激な人口減少と少子高齢化、この難局を乗り越えて、ふるさとたまむらを次世代へしっかりと引き継いでいくことが最大の使命であり、「未来への投資」や「たまむらの未来を担う人づくり」を進めるとあります。「たまむらの未来を担う人づくり」とはどのようなものか伺います。

続きまして、もう一つ、2021年度、1年間で生まれる子供の数よりも、死亡者の数が60万人も多く、その差が過去最高の開きだと新聞が伝えております。限られた人口を呼び寄せる策をどの町村でも躍起になって進めておりますが、それも引き合いにしかならず、根本的な解決にはなっておりません。日本全体の人口が減少傾向にある今、コンパクトで利便性のよいまちづくりへのシフトが求められていると感じております。新型コロナの感染拡大を経て、生き方や生活様式の在り方を人々が考えるときでもあります。成長戦略として、たまむらならではの地方創生を推進したいとありますが、コンパクトにまとめるとどんなことか伺います。

続きまして、2、コロナ感染に伴う保育所の休園措置の判断基準及び代替保育について伺います。県内では700人前後、町内でも毎日10人前後の感染者がいる今、保育所等の逼迫で、濃厚接触者の認定の判断が現場に委ねられています。大人が職場で感染して、家庭で接している子供の感染が増えていると思われませんが、保育所が一部休園、これはクラスの休園です。一部休園や全面的に休園となる際の判断の基準や代替保育について伺います。

3、キャッシュレス化推進・消費喚起応援事業の成果及び行政のキャッシュレス化について伺います。コロナ禍で疲弊した経済対策として、町ではキャッシュレス化を導入する一般の中小規模の事業者を応援してきました。キャッシュレス化推進と消費喚起応援事業の第2弾は、この1月はauペイで、2月はペイペイでの電子決済を使った場合に、決済金額の最大25%の還元率で利用者を増やす最高のチャンスでもありました。

そこで、昨年と比較して加入事業者や利用者はどれほど増加し、消費喚起ができたのか、周知は十分だったのか伺います。

また、一般事業者や消費者の間でキャッシュレス化を進めるのであれば、主体となる行政自らもキャッシュレス化に取り組むべきではないかと考えております。行政のキャッシュレス化は導入できているのかどうか、その取組について伺います。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 備前島久仁子議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えします。まず、1つ目の「たまむらの未来を担う人づくり」とはどのようなものかとの質問でございます。先日の施政方針演説の終わりで、「まちづくりの基本は「人」であり、人づくりこそが、「まちづくり」の礎となる」という思いを申し述べさせていただきました。現在、急速な人口減少と少子高齢化の社会にあって、人口急増により発展を遂げてきた本町においても、ピーク時には3,200人いた小学生の子供たちが、今ではその半分まで落ち込む状況になっているのが現状です。私は、かつてのように休日に一たび外に出れば、町中でたくさんの子供たちの声が飛び交っていた当時の玉村町を取り戻したいと願っております。子供たちへの投資は、まさに未来への投資であり、コロナ禍の厳しい時代であっても、子供たちの学びを保障する教

育を推進し、町の宝である全ての子供たちが質の高い教育を享受し、笑顔を絶やすことなく、我が町たまむらへの愛着と誇りを育み、未来を担う子供たちが大人になってからも、ふるさとたまむらで働きながら暮らし、住み続けたいと思える、そういう町の実現を目指していきたいと考えております。

そのため、町の未来を担う子供たちの人づくりはもちろん、現役世代、特に子育て世代の人づくりとして、親が働きながら子供を安心して産み育てられる環境づくりをはじめ、給食費の一部免除や第2子保育料及び副食費の無償化など、経済的な支援を行っております。また、本町への企業誘致により、産業振興や地域振興、さらに進学のため町を離れた子供たちが再び町に戻ってくるための働き場の確保にも努めていきたいと考えております。

そして、若い世代を町に呼び込み、子供をもっと持ちたいというカップルの望みをかなえていくことで、人口減少への歯止めと税収増を目指し、誰一人取り残さない持続可能で魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えております。

まとめますと、人づくりこそがまちづくりの礎であるという思いから、町の未来を担う子供たちと現役世代の暮らしを支え、ふるさと玉村町を次の世代へしっかりと引き継いでいくこと、それが私の描く「たまむらの未来を担う人づくり」の姿であります。

続きまして、「たまむらならではの地方創生の推進」についてのご質問にお答えいたします。この地方創生は、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の背景にある人口減少に歯止めをかけ、将来にわたり活力ある社会の維持を目指すため、町が具体的な施策を行うものであります。町では、人口減少や少子高齢化の急速な進行により、町が衰退していくことを防ぐために、4つの政策分野において基本目標を定め、施策に取り組んでいくこととしております。

「たまむらならではの地方創生」とは、本町の誇る歴史、観光資源の活用による誘客や高崎玉村スマートインターチェンジ北地区の工業団地の造成などによる企業誘致、保育所、幼稚園等の第2子保育料及び副食費の無償化による子育て支援など、様々な分野における施策を行い、町の魅力を大いにアピールすることにより、地域産業の振興や若い世代の定住促進を図っていくものであります。

人口減少に歯止めをかけるべく、引き続きこれらの取組を実施してまいります。最も大切なことは、日々の生活の中で当たり前のことが満たされ、毎日を幸せに感じる暮らしであると強く思っております。そのため、総合計画で定めた目指す将来像「暮らすなら、ここがいい。」を町民おのおのがいろんな場面や状況で感じられるまちづくりを進めてまいります。

次に、コロナ感染に伴う保育所の休園措置の判断基準及び代替保育についてお答えいたします。保育施設において、利用児童や保育士に新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、速やかに保育施設に状況を確認の上、全面休園や該当クラスのみを休みとする一部休園について、町として判断をすることとなります。判断に当たっては、感染児童の登園状況、園での活動状況、感染経路の把握のほか、同じクラスの児童の欠席状況などを調査した上で、感染拡大のおそれの有無について検討し、保育施設及び嘱託医の意見を踏まえて措置を決定しております。特に発症前2日以内に登園して

いたのか、マスクは着用していたのかが判断の重要なポイントになります。

これまでに陽性が確認されたケースにおいても、陽性判明日の数日前から施設利用がない場合や、陽性判明日まで施設を利用していた場合など、様々な状況がございます。陽性者が確認されたことをもって、一律に施設全体を休園とすることは、保護者や親族、関係する方々等に大きな負担となりますので、できる限り休園とする期間及び範囲を限定するようしております。

先ほど申しましたように、感染拡大防止が第一優先であります。社会的機能を維持することも大変重要となっており、状況をよく調査し、感染拡大の可能性が低い状況であれば、当該クラスの一部休園としております。また、さらに感染拡大の可能性が極めて低い状況であれば、登園自粛としております。

なお、昨年までに休園した件数は4件であり、一部休園はございませんでした。これに対しまして、今年1月以降において休園した件数は、2月末時点で2件、一部休園した件数は、延べ11件、登園自粛は延べ3件でございます。今後につきましても、各施設及び関係機関との連携を密にしながら、適切な対応に努めてまいります。

また、園が休園や一部休園になったときの代替保育についてですが、実施に当たっては、施設の設備状況の整った場所の確保や保育士の確保など、ハード、ソフト両面の課題があります。また、休園になった施設の利用者を他の既存施設で受入れすることも考えられますが、受入れ側にとっても感染リスクがあること、従事する保育士の心理的な負担の増加にもつながることなどの課題があります。代替保育の実施に当たっては、今後の感染状況を踏まえ、慎重に判断していきたいと考えております。

次に、キャッシュレス化推進・消費喚起応援事業の成果についてお答えいたします。まず、昨年実施したキャッシュレス化推進・消費喚起応援事業であります「Pay Payでお店もお客もWin-Winキャンペーン」との比較についてですが、キャンペーン対象店舗につきましては、昨年が156店舗、今回の「コロナに負けるな！玉村町おとうえんキャンペーン」の対象店舗等につきましては、auペイが65店舗、ペイペイが142店舗という状況です。auペイにつきましては、今回が初めての連携キャンペーンでしたので、比較はできませんが、ペイペイにつきましては、前回キャンペーンと比較すると14店舗減少しております。これは前回キャンペーン時になかったペイペイ加入店舗に対する決済システム利用料が令和3年10月から発生していることから、ペイペイを使わなくなった店舗があるためではないかと思われまます。

また、前回キャンペーン時には、ペイペイの営業活動により、ペイペイ導入店舗の増加が見受けられましたが、この時点でペイペイ導入希望店舗への営業活動がある程度行き渡ったと思われるため、今回のキャンペーンでは対象店舗の増加はありませんでした。

次に、利用者についてですが、auペイにつきましては、前回キャンペーンと比較はできませんが、auペイからの速報の数値によりますと、キャンペーン実施前と比較して、auペイでの決済利用者は5倍程度の伸び率を示しております。今後、auペイの精査が終了次第、確定値の報告をいただく

予定となっております。

また、ペイペイにつきましても、今回キャンペーンの確定値による報告はこれからですので、速報での数値となりますが、ポイント還元額が21日間実施で1,100万円程度となっております。前回キャンペーンのポイント還元額が42日間実施で1,370万2,038円でしたので、前回と比較して短期間でありながら同程度の還元額であり、多くの経済効果があったものと思われます。キャンペーンの周知につきましては、町広報紙に計3回、町ホームページにも掲載し、また事業者向けとして商工会のメール便を通じて商工会員にも周知いたしました。キャンペーンの結果からも周知は十分であったと考えております。

続きまして、行政のキャッシュレス化の導入と取組についてお答えいたします。町のキャッシュレス化については、住民からも要望の声があり、スマートフォンを利用して納付できる取組を昨年4月より実施しております。利用できる科目は、現在、普通徴収の町民税、固定資産税、軽自動車税等の町税の一部と下水道使用料で、発行された納付書を自身のスマートフォンで読み取り、アプリにより納付する仕組みとなっており、いつでも、どこでも現金を扱うことなく、気軽に利用することができます。キャッシュレス化につきましては、今後社会インフラとして、より拡大していくものと見込まれますので、町としても社会の情勢に合わせた対応が必要であると認識し、今後も研究を続けていきたいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

私は、町が少子化対策をしてこなかったということは全然思っていないくて、精いっぱいやってきたのですけれども、今なぜか少しずつでも人口が微妙に減っているところであります。毎月の広報を見ていると、死亡者よりも誕生する赤ちゃんのほうが多いのですよね。ですから、そのままいけば、人口は維持できるか、あるいは微妙でも上がっていけるはずだと思うのですけれども、でも少しずつ下がっている。その原因は何だと思いますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） その原因は、これ日本全体で少子化、高齢化というのが進んでいる、そういう中で捉えていかないと、例えば群馬県も200万人一時いた時期がありましたけれども、今はそれを割って、全体として少なくなっていますので、子育て支援策をすとはいっても、そこに乗れるタイミングの人とかいろいろある、全然そうではない人もいますから、早々急には効果は出てこないと思いますけれども、今の日本の状況の中で、人口をもし維持していくということができていれば、それは相当な一定成果的なものなのではないかなと考えますけれども。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 確かにそうなのです。玉村町だけが減っているなんて私は申しはしませんし、人口減少、高齢化、少子化が今急速な勢いで進んでいる日本で、80年後には、日本の今の人口が半分になると。これは統計が出ているのです。今1億2,000万人いるのですけれども、80年後には6,000万人に減っていくと。今の調子で減っていけば、ずっと下がっていくということなのです。もちろん世界で一番人口が多いのは中国で14億人いるのです。2位はインドで13億人いるのです。次がアメリカで3億人なのです。アメリカは国土が大きい割には人口は日本の3倍なのです。国土は大きいけれども、人口は3倍。日本の人口は、約1億2,000万人で、世界で11位であります。人口、では6,000万人になっていくということでもありますから、80年後。それが1億人で止まっていればいい。8,000万人で止まればいいですけれども、そういう数字が出ているので述べますけれども、では人口6,000万人ほどの国というのはどこがあるかといいますと、タイですとかイギリス、フランス、イタリアが6,000万人の人口を維持しております。日本の人口が半分になっても、これらと同じレベルの国であるということなのですけれども、だからといってどんどん下がっていくということを言っているわけではないので誤解のないようにお願いします。

では、国土はフランスと比べるとどうかといいますと、日本のほうが1.5倍大きいのです。だから、国土と比べても人口はその程度なのです。でも、フランスは早くから少子化対策を国が挙げてやってきているので、人口は非常に安定しているということで、今まで、ここに来て日本が一生懸命少子化、人口減少とやり始めましたけれども、日本の少子化対策が非常に遅れているのではないかなということはずっと言われておりますよね。全国的に人口が下がっている。

そして、少子化だけではなくて、人口が下がって、さらに結婚しない人たちも非常に増えているのです。この結婚しない人たちは、ではなぜ結婚ができないかと。非正規雇用とか、いろんな問題があると思いますが、この点は町長はどのように捉えますか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私の非常に関心ある分野なのだけれども、あまりスケールが大き過ぎて、大きく言いまして、例えば80年後の人口のことを言いましたけれども、今中国は一人っ子政策を展開しています。高齢化がどんどん増えてしまっているということ。そして、やはり韓国も日本以上に高齢化と少子化、そして産むことを諦めた人々であります。それで、その一方、やはりフランスが出ましたけれども、フランスの育児政策、それから価値観が違うのです。日本の場合は、夫婦、結婚した人の子供というのが当然そこに来るのだけれども、あそこの国は、パートナーとの間、婚姻でできた子供はというと、みんな社会の宝という形で、もう価値観が違ってきますので、一概に言えないのですけれども、本当に子供を産み育てようとするにはそのような環境、またそのような価値観を認められるような、価値観の転換ができるかどうかというものが大きく関わっていると思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 得意な分野でありますから、もっと述べたいところでしょうけれども、それを言ってもしょうがないので。玉村町としては、少子化対策ですとか、様々なものを新年度の施政方針の中でつくっておりますよね。これだけのものを僅かな職員が回してやっていけるのかなというくらい、新しいものをどんどん取り入れているわけです。それでも何とかして出生率も少し伸ばして、そしてここで子供たちが元気に育ってくればいいという、そういう思いだと思いますけれども、今町の出生率が1.19人ですか。2人の夫婦から子供が生まれるわけありますので、これが人口が維持し、あるいは途中で病気で亡くなったりいろいろするわけですので、せめて2.1とか2.2とか、出生率がないと人口は維持は非常に難しいわけで、その数字というのは2.幾つと考えられているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） この議論は、もう何十年前から、議論としてはしていたのだけれども、結局それが現実が追いついていかないというか、そのまま来てしまったという。社会の多様性というか、やっぱり1つの価値観の中で社会は動いているので、その価値観の中でいくと、やはり産みづらい、教育にお金がかかり過ぎるとか、いろんな様々なもので、産むまではいいのだけれども、産んでからも責任取りなさいね、あなた夫婦でというところで、やはり産み控えみたいなのが出てきてしまっているのではないかなと。それにはやはり満足度をどうやって高めていくのだという、生活全般の、そういったものをやはりそこはかとなく向上させていく、コミュニティーを強化していく、助け合っている補完の関係をこの地域の中で作り出していくということが実は重要なのではないかなと。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 確かに核家族化が進んでおまして、昔のようにおばあちゃんたちの世代と一緒に住んで、大家族の中で子供をみんなで育てていくというコミュニティーができなくなっています。核家族化。ましてや親がそば住んでいない場合は、小さい子供たちを幼稚園、保育園に預けて働くという環境は大変厳しいものであります。ですので、たくさん産むということが難しい、その時代の中にあって、家族だけで育てるのではなくて、町で育てよう、国全体でその子供たちを、未来の宝を育てていかななくてはならないのではないかということで、最近そういう取組が進んできているわけでありましてよね。その点は大いに賛成するところであって、そういうことを進めていただきたいと思います。

ちょっと話はまた変わりますがけれども、人口減少、いろんなものがある中で、このコロナ禍、コロナ感染拡大が少し地方の移住というものを私は応援してきているかなというふうに思います。今まで

東京に集中していた人口を地方に、地方に、地方よ元気になれるということで、地方創生を進めていたわけでありませうけれども、東京に集まって仕事をしなくてもいいのではないかと、リモートがはやりだしてからは、少しずつ自分たちが生活しやすい場所で仕事をしていくということにだんだん変わってきておりますよね。そして、地方の移住を応援しているということで、地方創生を後押しする、これはいいチャンスではないかなというふうに思います。群馬県が移住の希望地の第5位に入っているのです。県もこれで真剣に取り組むと思っておりますけれども、玉村町も都内に近くて、平たんて日照時間が非常に長くて、雪がないということで、移住の希望地の第5位、これを利用して、地方の移住を玉村町に何とか少しでも、リモートでできる人たちは呼び起こしていただきたいと思いますが、その辺の取組を教えてください。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 群馬県が移住希望地第5位ということで、それはやはり東京圏からの近さもあるし、しかし玉村町にそれで選ばれているかどうかというのはまた別問題ですけれども、しかし里山資本主義というか、大都市の中では、生きていくには効率が悪いというところに気づいた人がいるのです。何を気づいたかという、11年前の3.11のとき、コンビニが空になってしまったと。スーパーが食料がなくなってしまうと。そのとき島根県で農業をやっていた人たちは、自分たちは貧しいと思ったけれども、食料がなくなったということはありません。大都会でそれが起きたということで、やはり地域の、地方の本当の豊かさというのは、食べ物がなくなるという貧しさはないわけで、そこで土地観の転換が起きて、それで若い人たちが自然を求めて、環境を求めて、安全な食料を求めて移り住むという状況がだんだんできてきて、そしてその中で生み出すものを1%でも、地域の人たちが1%でも2%でも収入を増やしていくという中で、子供たちは外へ出ていってしまって、後で帰ってこないところを埋めてきたのが、高齢者世帯のじいさん、ばあさんが残っていて、今後どうするかねというところへ埋めてきたのが都市部からの移住者であり、逆にお互いの望むところがなくなっている、コミュニティーも復活してくる、祭りも維持できるという、そういう状況のところが散見している、そこと同じようになるかどうかは分かりませんが、そういう意味での世代間の思わぬ交流みたいなのができている地域がありますから、そういうものも踏まえて、いろいろなアンテナを張ってまちづくりをしていきたいなと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） それが玉村町ならでは地方創生につながっていくのではないかと思いますけれども、ANAホールディングスなんかでも、やはり今まで客室乗務員なんかみんな羽田空港や成田空港に通える距離の人たち、パイロットの人たちがいましたけれども、もうこれではだめだと。仙台市に客室乗務員たちを住ませて、仙台市から羽田空港、仙台市から成田空港、そして飛行機

に乗らないときは仙台市のPRをしていく、これが最近ANAホールディングスで進めていることでありますけれども、そのように今までなぜそれに気づけなかったのかなと思うような価値観の転換ですとか、見方ですとか、そういうものによって随分働き方も変わってくると思うのです。今せっかくリモートというのが進んでいるときでありますので、リモートでここから週に1回ぐらい東京に通えばいい、そういう人たちのためにリモートで仕事ができる人、あるいはまた先ほど言いましたようにここをPRしてくれながら仕事ができるような人たち、そういう方たちに一生懸命アンテナを張って進めていきたいと私は思っているのです。

最近、「ジチタイワークス」という中に、これおもしろい本ですね。最近初めて読みましたけれども、兵庫県の明石市が非常にいろんなことに取り組んでおりまして、9年連続で人口が増加していて、全国の中核市62市ある中でも人口増加率が1位で、中でも子育て世代の移住者が多くて、出生率も伸びているという、この明石市が一生懸命取り組んでいるのは、まず本当に子供を中心とした、子供にターゲットを当てて、子供たちを核としたまちづくりが地域の活性化の好循環を生むということで取り組んでいるのです。これは何かというと、子供に向けた政策に従事する職員を3倍にも増やしている。弁護士だとか福祉職などの専門の職員を積極的に採用して、契約書類などの対応を早く早くとつくっていると、こういう取組をしている。この明石市の市長のことを読んでおきますと、やっぱり子育て、人口減少を止めたいがために子育て支援をしているのではないと。何か人口、人口を増やしたい、増やしたいといいますが、そうではなくて、あくまでも子育てがしやすい、暮らしやすいまちをつくるのが目的で、そのためにお金も費やし、予算も費やし、そして職員も費やし、考えた結果、人口が増えているということなのです。もちろん私は本当にそう思います。

ですから、少子化対策で今までもいろんなことをして、どこかのまちで、例えば中学生の子供に10万円をあげるとか、どこかでは給食費を全部無料にするとか、そのどこかでいろいろなことをやってきたこと、それを町民の人たちも町でもやってくれないかということをおっしゃいますけれども、それは全部できることはないわけで、玉村町ならではの地方創生や子育て支援というものを一生懸命やっていたらいいと思うのですけれども、安心して子供を産み育てる環境づくり、これは言葉では言うのですよ、その環境づくり。でも、小さなことを思えば、例えば1歳の子供を保育園にお母さんが朝連れていきますね。そのときお母さん、たくさん荷物を持っているのですけれども、保育園に赤ちゃんを連れていくときのお母さんの持ち物、何を持っていくますか、子ども育成課長。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

まず、月曜日だったりすると、小さい子供さんが午睡しますよね、お昼寝しますよね。その布団をまず持っていくのではないかと思います。そのほかにも上履きがあるとか、あとは主食ですね。御飯ですか、そういったものがあるかと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） そのほかに着替えとおむつもあるのです。おむつを6枚ずつぐらい保育園に行く毎日毎日、お母さんはすごいバッグを持って、布団を抱えて行くのです。私いつもこれが不思議で、何でおむつまで持たせるのだろうかと思う。朝の大変忙しいときにこれを持っていく。こういう一つ一つの小さなことが保育しづらい環境にあるということなのです。オーストラリアで子育てをして、保育園に入れていたお母さんが、日本に来たら、日本の保育園って何で大変なのですかと言うのです。オーストラリアはどうだったのですかと聞いたら、何も持っていかなくていいのですよと。おむつも要らない、着替えも要らない。お昼寝用の布団なんか持っていきませんよと。だから、お母さんは子供だけ抱えて保育園に送ってあげればいいのです。それで、保育園は、おむつの業者が3件ぐらいあるとしますね。そこと直接取引をしていて、保育園におむつ業者はおむつを届けてくれる。着替えは何枚か用意してあるから、それを汚したりすれば、そこで保育園でそれを着る。そして、お昼寝がありますから、お昼寝の布団用のシーツ、シーツだけを時々持ってあげればいいと。あとは保育園に任せれば、保育園のほうでしてくれる。日本は、どうしておむつだとか着替えだとか、そしてミルクも、ミルクも3社ぐらいメーカーが保育園と契約してしまっていて、その保育園に届けるというのです。これはすごくいいアイデアで画期的なことではないですか。わざわざそれぞれがみんな、そしておむつに名前まで書いていくというのでしょうか。こういう一つ一つのことがまだまだやっぱり子育てをしていない人が考える、子育て支援から外れた部分ではないかなと私は思うのです。どうして公立の保育園で、おむつ業者と提携して、もうおむつがそこに届くようにする、そういうシステムを考えたことがないのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 子育て、私も妻だけに任せていたつもりではないのですが、もう20年ぐらい経過しておりまして、着替えやおむつのことをちょっと忘れておりました。確かににおむつに名前を書いて持たせてしまっていて、土曜日か日曜日にその作業をやるわけなのですけれども、確かに大変だなというようなことは記憶にございます。

今、備前島議員からご提案がありました、その外国の事例でございますけれども、確かに負担を軽減するというような意味では非常に有効な1つの支援なのかなというふうに思いました。まだちょっと私、勉強不足で、そういった国々のそういった取組を知らなかったわけなので、今初めて聞いている部分もあるのですが、子育ての支援の中で、やはり保護者の方の手間を、いかに負担を軽減していくか、時間にゆとりを持ってもらえるかということも非常に大事なことだと思っておりますので、そういう環境を整えていくということは非常に大事なかなと思います。ただ、具体的に今のご提案がありましたそのおむつの例ですとか、着替えの例ですとか、まだまだちょっと具体的に始めていくにはま

だちょっと研究の余地があると思いますし、おむつなんかだと銘柄で、3銘柄の話も出ましたけれども、多分このおむつでないとかぶれてしまうとか、いろいろそういうようなお話も多分保護者の中ではあるのではないかなと思いますので、その辺はご意見として承りまして、今後研究していきたいなというふうに感じております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 私は一例を申しただけで、子育てしやすい環境をつくるためにはどうしたらいいかということで、そういうこともありますよということなのです。外国から来た人は、日本の保育園は大変ですねと。あれもこれも持っていかなくてはならないので、かなり朝大変なのですよと、そういう話を聞きましたので、それは本当に大変だろうなと思います、実際問題として。だから、そういう観点から、子育て支援というか政策はつくっていかなくてはならないのです。一時的に今回も2万円ほどあげるとか、それが子供のために使われるかどうかは分かりません。だけれども、持続可能とした支援としてそういうこともありますねということを伝えているのです。

そして、もう一つ、こうした環境も何とか環境整備できればなと思う1つ事例なのですけれども、前橋市に住んでいる女性ですけれども、伊勢崎市の保育園に2人の子供を預けているのです。そして、前橋市に住んでいながら伊勢崎市の保育園に2人の子供を預けて、玉村町の南小学校に勤務されているのです。これを毎日朝と夕方繰り返している、こういう状況。聞いたのです。玉村町の保育園に入れなかったと。こういうことがやっぱり整備がなかなかされないと、本当に負担は増すばかりで、子育て支援と簡単に言うのです。でも、その女性が担っていく、子供をまた迎えに行って買物をして家事をしてという、こういう一つ一つがなかなかクリアできていないのがやはり日本のまだまだ少子化、そして子育て世代への課題が大きく残るのではないかなと思います。本来ならば、企業が託児所をみんなつくってあげればいいですよ。そうしたら、そこで働いているお母さんが、子供が熱が出たときでもすぐ見て、すぐ病院に連れていけますけれども、企業に託児所があるということもなかなか少ないです。ですから、こういうものもやはり整備していかなくてはならないかなというふうに思うのです。

では、代替保育のことについての話を進めていきます。政府は、ほかの園や公民館で子供を預かる代替保育というものに、また補助金を増設するということでもあります。休園になると子供が感染していなくても親が仕事に行けないために休園になった場合の子供の預け先というのが課題になっていると思いますが、今まで何回か玉村町でも休園になったことがあります。そのときの保護者の方の反応というのはどんなものでしたか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） お答えいたします。

保護者の方からお電話をいただくときの主な内容といいますか、多いものと、自分の子供と陽

性者になった子供さんの接触の状況というのでしょうか、その辺を確認したいような問合せが多いです。それは、保護者の方が仕事に行っていていかどうかの1つの基準になるようで、接触の度合いが少なくと出勤が許され、接触の度合いが濃いと判断されると、やはり出勤できないということになりますので、その辺の様子をちょっと聞かせてほしいということの問合せが多いように感じます。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） その代替保育に関する要望などはなかったですか。

◇議長（石内國雄君） 子ども育成課長。

〔子ども育成課長 中野利宏君発言〕

◇子ども育成課長（中野利宏君） 代替保育をしてほしいというような要望の連絡は、私の記憶では一度もないかと思います。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 保育園に預ける保護者の方、皆さん働いているということが基準でありますので、その子供が保育園を休む場合、自分も仕事を休めればいいです。今こういうときですから、休むことは割とスムーズに休めるか分かりませんが、そのときでも有給休暇を取ったりするわけで、できれば本当は最少の、休むということもお願いしたいところでありまして、また園の中で全て休むということではなくて、クラスずつで、このクラスでは保育をできる、どうしても休めない保護者のお子さんはこちらで預かるとか、代替というかどうか分かりませんが、そういう取組もしていただければ、本当は休めない保護者のためにですよ、そういうことも取り組んでいただければというふうに思いますけれども。前橋市なんかでは、児童館で子供たちを預かりますよ、また高崎市では日高病院のところにもプレハブがあって、そこで預かりますよということもありますが、働いている家庭の負担にならないようにということで代替保育も、いつそういうことが必要になるかも分かりませんので、その検討もしていただきたいと思います。

それでは、キャッシュレスの取組について伺います。キャッシュレスを進めるメリット、メリットというものは十分承知だと思いますけれども、経済産業課長、もう一度、キャッシュレスに取り組むメリット。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） キャッシュレス化につきましては、これまで通常ですと現金のやり取りを行っていたお店あるいは利用者の方、こうした方々が、今キャッシュレス化ということになってまいりますと、このコロナが流行している中で、接触の機会を減らすことができると。現状ですとそういったことがメリットになっているものというふうに認識をしております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） スマートフォンから読み込む、QRコードで読み込むということで、下水道料金などの徴収は、それができるようになってきたということの先ほどの答弁でありましたが、文化センターでチケットを購入した場合、どのように払っていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 文化センターの使用料につきましては、申込みのときに支払い、現金で支払いしていただいている状況であります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 運動公園でテニスコートを予約した場合、テニスコートの使用料などは、今はどのように払っていますか。

◇議長（石内國雄君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 宇津木雅彦君発言〕

◇生涯学習課長（宇津木雅彦君） 総合運動公園も現金で支払いしていただいています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 税金などをコンビニで払う方も多いと思いますが、この場合、コンビニのレジで支払うときには、これは現金のみですよ、今。どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） お答えいたします。

コンビニで払う場合につきましては、現金でお支払いしていただくような形になります。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） 経済産業課長に伺いたいのですが、町が事業者にキャッシュレス化を去年から進めてきております。町のまだまだこうした施設の利用料あるいは税金をコンビニで払う場合には、これも現金で、全てまだ現金で払うということなのです。経済産業課長としては、町内の事業者のキャッシュレス化を進めていて、まだ町は整っていないのではないかと。町が整っていないことに対してどのように感じられますか。

◇議長（石内國雄君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 齋藤 恭君発言〕

◇経済産業課長（齋藤 恭君） 町の受入れの体制ということでの答えかと思いますが、町といたしましては、民間の事業者の方々にキャッシュレスをとということでこれまでもご案内をさせていただいております。町としてもでき得るところから進めていく必要があるのではないかとすることは、業務の上では考えております。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） これから進んでいってほしいなと思いますけれども、マイナンバーカードを今使ってコンビニで印鑑証明書などを取る機械なんかがあると思います。進めていますね、それを。これも現金ですよ、今払うのは。全て町のそうしたものを、コンビニであろうとどこであろうと現金で払っているわけです。ですから、カード決済でもいいですし、ペイジーで払うのでもいいですけれども、そうしたキャッシュレス化をぜひ町内の事業者に進めるのであれば、町もこれを進めていかななくてはならないことであって、他市から来た人が、玉村町に来てみたら、まだ税金は現金か窓口で払うのかということの、やはりそういうことのないように、ほかの市町村でもこれはもう急速に取り組んでいくことだと思っておりますので、せめて文化センターでチケットを買うときに現金というのは、かなり古いことではないかと思えます。決済の方法を選べるのならいいのですけれども、現金のみということで、こういう部分がまだまだ改良の余地がありますよね。ですから、しっかりとこういうものも取り組んでいただきたいと思っておりますが、一言お願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 時代はそういう流れに行っていますので、初期投資がどのぐらいかかるかも踏まえて、いろんなものを研究していきたいと思っています。

◇議長（石内國雄君） 7番備前島久仁子議員。

〔7番 備前島久仁子君発言〕

◇7番（備前島久仁子君） よろしく申し上げます。しっかりとキャッシュレス化、町全体が進めていけるようお願いしております。

終わります。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。午後1時45分より再開いたします。

午前11時44分休憩

午後1時45分再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇

○発言の訂正

◇議長（石内國雄君） 税務課長。

〔税務課長 丸山智志君発言〕

◇税務課長（丸山智志君） 先ほど備前島議員の質問で、コンビニについてなのですが、コンビニでは現金納付と言いましたが、一部キャッシュレスで対応しているコンビニもあります。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 次に、3番松本幸喜議員の発言を許します。

〔3番 松本幸喜君登壇〕

◇3番（松本幸喜君） 議席番号3番の松本幸喜です。議長のお許しが出ましたので、通告書に従いまして質問したいと思います。

まず、1問目ですけれども、令和4年度の施政方針演説についてということで、第6次総合計画に沿って6つの重点目標が掲げられ、この目標に沿って各担当課による取組がなされていると思われま。しかし、多くの課題は、担当課単独で取り組めるような課題ではなくて、各課が連携して取り組んでいく必要があると考えます。行政組織内の連携及び繁忙期のある職種の柔軟な職員配置と課題実現に向けた行政組織の見直しが必要であると考えますが、見解をお伺いします。

2つ目です。玉村町空き家等対策計画について伺います。昨年12月議会の質問において、空き家バンクについては1件の売却と入居が、また玉村町空き家除却補助事業においては、3年間で24件の空き家の除却が報告されました。2020年時点で170軒以上の空き家があることを踏まえて、次の2点について質問します。

この達成状況をどう評価しているのか、町長にお伺いしたいと思います。

空き家バンクの登録が少ない原因は何なのか、担当課のほうに伺いたいと思います。

空き家バンクの設置において、「空き家等所有者と利活用希望者とのマッチングを行うための仕組みづくりを進めます」というふうに計画では述べてあるわけなのですが、このことについて2点質問します。

空き家等所有者と利活用希望者とのマッチングを行うための仕組みづくりの進捗状況はどのようになっているのか。

それと、空き家等所有者や利活用希望者への働きかけはどのように行われているのか、この2点について伺いたいと思います。

3つ目です。玉村町移住支援金支給制度について伺いたいと思います。玉村町移住支援金支給制度は、対象が主に首都圏からの移住者に限られています。そこで、この制度を拡充し、県内の子育て世代を対象とした玉村町独自の移住支援金の創設の考えはあるかどうか伺いたいと思います。

4つ目、防災対策についてです。特に水害が玉村町は心配されますので、それについて伺いたいと

思います。内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を見ると、目指す社会として、住民が自らの命は自らが守る、そういう意識を持って自らの判断で避難行動を取り、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築するとしています。そこで、次の4点について伺いたいと思います。

1点目、内閣府の調査によると、全国の避難所の約3割が風水害による浸水想定区域内にあり、災害時には使えなくなるおそれがあるため、安全確認など対策の徹底を求めています。玉村町における対象地区はあるのか。

玉村町としては、住民の避難行動を促すためにどのような取組を行っているのか。

3つ目、「メルたま」、「たまボイス」の普及のため、各課の連携は図られているのか。

4つ目、「メルたま」、「たまボイス」の普及のためには、広報等による町からの一方的な制度の周知だけでなく、特に高齢者等に対しては、登録や設定等について直接出向いてのサポートが必要であるとする。そのためには、ボランティア等の協力が不可欠であるが、ボランティア等、協力者の移動支援のために公用車の貸出しやタクシー券の配布等の移動支援策を講じることはできないか。

多岐にわたりますけれども、以上の内容について質問をしたいと思います。よろしくお願いします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） それでは、松本幸喜議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。松本議員がご指摘のとおり、第6次総合計画の6つの重点目標を実現するためには、担当課単独の取組ではなく、横断的な連携が必要となっております。今までも町におきましては、課をまたぐ業務や町全体として取り組むべき課題等について、行政組織の見直しや職員配置、プロジェクトチームの設置等により対応してまいりました。

行政組織の見直しについて、過去には玉村町の魅力を町内外に戦略的に伝えるため、情報発信業務を一元化し、企画課に魅力発信係を設置したり、空き家等の課題に対応するため、都市建設課に住宅政策係を設置したり、また多様化、増大化する障害福祉ニーズに対応するため、障がい福祉係を新設したりするなど、その時々課題や住民ニーズ、社会情勢の変化に対応すべく、組織の見直しを行ってまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する定額給付金の支給等、緊急かつ一時的な業務増については、その間、新たな係を設置し、各課から職員を集めて配置するとともに、新型コロナウイルス感染症全般やワクチン接種等への対応については、新型コロナウイルス対策係を新たに設置し、専属職員及び併任職員を配置しております。

さらに、組織的な変更ではなく、プロジェクトチームによる横断的な業務遂行も実施しております。現在、浄水場の更新に関連し、上水道経験者や技術系職員で構成する浄水場更新検討プロジェクトチームを設置して検討を進めており、今後、玉村町PPP/PFI検討プロジェクトチームを設置し、

PPP／PFIの導入について財務面や契約面等、多角的に検討する予定です。

また、イベント等の単発的な業務につきましては、他課からの応援体制により対応しております。今後も第6次総合計画に掲げた重点目標の実現に向けた組織の見直しや人員の配置、また必要に応じて適宜プロジェクトチームを設置するなど、様々な課題に柔軟に対応してまいります。

次に、玉村町空き家等対策計画についてお答えいたします。本事業の達成状況でございますが、玉村町空き家除却補助について、平成31年度に4件、令和2年度に10件、令和3年度に10件、計24件の補助金を交付しております。なお、令和2年度以降は、当初予算枠以上の申請及び交付件数となっており、制度が認知され、活用されてきているものと思われまます。

また、空き家バンクにつきましては、発足から3年が経過するところでございますが、登録及び契約成立物件が1件という厳しい状況であります。空き家バンクにつきましては、空き家内部の写真を町ホームページに掲載することから、空き家室内の整理、清掃をしてから再度検討したいという意見や、他物件の状態を見てから判断したいという意見もあり、それらが空き家バンクの登録件数が少ない要因の1つであると考えております。

続いて、空き家等所有者と利活用希望者とのマッチングを行うための仕組みづくりにつきましては、先ほどの空き家バンクをその仕組みとして構築いたしました。具体的には、空き家等所有者から空き家バンクへの物件登録申請があった際、町のホームページに空き家の状態を掲載し、ホームページで当該空き家を閲覧し、利活用希望のある方に空き家バンクの利用登録申請をしていただくものであり、仲介及び契約につきましては、町が協定を締結している不動産事業者団体をお願いしております。マッチングを行うための仕組みはできておりますが、利用者が少ないのが現状ですので、制度や運用方法の検討等も進めてまいります。

空き家所有者及び利活用希望者への働きかけにつきましては、広報及びホームページで行っており、空き家所有者に対しては、上記に加えて直接制度案内の送付等を行っております。町としましては、空き家バンクの登録者が増え、制度が有効活用されるよう、引き続き制度の周知や登録希望者のサポートを実施してまいります。

次に、玉村町移住支援金支給制度についてお答えいたします。本制度は、地方創生交付金を活用し、東京一極集中の人口緩和と地方の担い手不足の解消を目的として、令和元年度から全国でスタートした制度であります。支援金の対象者は、東京23区または東京圏から地方へ移住する人で、移住先での就業、起業、テレワーク、関係人口のいずれかの要件を満たせば、世帯移住者は100万円、単身移住者には60万円を支給し、地方への移住意欲を後押しするものです。

玉村町につきましても、本制度を令和元年度から実施しており、令和3年度にテレワーク要件1件の支援金を支給しております。群馬県全体では、令和元年度が支給件数2件、令和2年度が8件で、本制度の活用が低迷しておりましたが、令和3年度から支給要件を拡充したことにより、12月現在で43件の支給実績がございました。特にテレワーク要件での支給が多く、コロナ禍での働き方改革

や生活スタイルの変化により、地方移住への関心が高まっていることがうかがえます。

今回ご質問いただきました玉村町独自の移住支援金の創設の可能性につきましては、まず財政措置に係る検証が必要です。現行の支援金制度は、地方創生交付金事業を活用していることから、国2分の1、県4分の1、町4分の1での負担割合となっておりますが、町独自の制度創設となりますと、全額町負担となりますので、町全体予算の中での判断、調整が必要となります。

また、移住支援金は、地方への移住を後押しする一時金ですが、移住後の長期定住化のための施策と併せて検討することが重要と考えております。子育て支援、教育支援、テレワーク支援等、様々な分野において移住者が長く住みたいと思える総合的な支援体制を構築することが、県内外からの転入につながる効果的な手法であると考えております。

以上のことを踏まえて、本制度の可能性、有効性等を検討してまいります。

次に、防災対策（特に水害に対する避難）、これについてお答えいたします。まず、内閣府の調査による災害時には使えなくなるおそれがある避難所に関するご質問と、住民の避難行動を促すための取組については、関連がございますので、併せてお答えいたします。

ご質問の調査は、今年の1月24日に内閣府から公表されたものであると思います。玉村町地域防災計画では、27か所の緊急指定避難場所を定めており、そのうち2か所の福祉避難所を含めた12か所を指定避難所と定めております。当町の昭和22年のカスリーン台風の2倍の雨量を想定した最大浸水被害想定では、ほぼ全域が浸水想定区域となるため、全ての指定避難場所が浸水すると想定されます。こういった状況の対応策といたしましては、平時からの備えが最も大切になります。

町では、常に新しい災害に関する情報を広報やホームページでお知らせするとともに、地域の自主防災組織の育成支援や訓練、消防をはじめとする関係機関等との連携を深めております。今年度においては、消防・防災に関するインスタグラムを開設し、情報を発信しております。また、令和4年度には、住民一人一人が災害に対するリスクを認識し、日頃から防災意識を持って有事に備えるため、総合防災マップを改訂し、全戸に配布したいと考えております。

なお、台風等の接近で大雨や浸水が予想される場合には、その前日までに地域の自主防災組織長である区長や地域福祉を担う民生児童委員、町民に対して、メルたま、たまボイス、テレビのデータ放送、ラヂオななみ等の使用可能な全ての情報伝達手段を使い、注意喚起と早めの避難を呼びかけます。

また、避難所の開設につきましては、上流域の雨量、河川の水位も参考とし、降雨が激しくなる前の明るい時間帯を基本といたします。なお、避難所は各小学校の体育館が主となりますので、浸水の危険がある場合は、校舎の二階以上への避難誘導を行います。また、避難所には収容人数に限りがあり、感染症のリスクも高まるため、自宅等の垂直避難や浸水の危険のない親類や友人、知人宅への避難を平時から検討していただくようお願いしております。

次に、メルたま、たまボイスの普及のための各課の連携についてお答えいたします。メルたまは、現在、防犯情報、防災情報、地震情報に加え、イベント情報、健康情報、工事情報、子育て情報の各

種行政情報の区分けの中から、利用者が受け取りたい情報を選択して登録する仕組みとなっています。各担当課において、メルتامで住民の方へお知らせしたい案件が生じた場合に、先ほどの区分けに合致する情報であれば、各担当課の責任において随時メールを送信するとともに、折に触れ、メルتامで情報発信している旨を周知しており、現在はそれぞれの情報発信課において普及活動を行っております。

また、たまボイスにつきましては、パソコンやスマートフォンを持たず、固定電話が主な通信手段、情報取得手段となっている高齢者、いわゆる情報弱者の方が災害弱者にもなることから、まずはそれらの方の安全を図るためのツールとして運用を開始しました。そのため、広報紙に加え、健康福祉課と連携して、民生児童委員に登録促進をお願いしております。

次に、高齢者等に対するサポートについてお答えいたします。高齢者等への直接その設定方法をサポートし、ボランティア等が協力する体制を構築することは、メルたまやたまボイスに限らず、パソコンやスマートフォンなどを利用することが不慣れな方が、これら情報通信技術を利用できないことで生じる、知識、機会などの格差を解消する観点から大変重要であると考えております。

しかしながら、松本議員からご提案のあったボランティアの方の移動支援につきましては、公用車貸出しの管理や保険上の問題、タクシー券は対象や金額などの条件設定等、クリアしなければならない課題が多く、また他のボランティアとの公平性も考えますと、現状では難しいと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） まず、1問目の施政方針についてお伺いしたいと思います。

町全体の総合計画を立てるときに、それぞれの課でいろいろ案を出して取り組まれていることと思いますけれども、例えば今一番人口の急増している吉岡町、ここで何をやっているかということ、吉岡町のほうでは、令和3年度、行政改革をやっているのです。一番の大きな目玉だと思うのですが、企画課だけでなく、企画財政課、これを設置しているのです。行政の効率的な運用の目的に合わせた組織変更と、もう一つは企画財政課、要するに財政の裏づけのある企画をつくっていただけるような、そういう取組を既に行っています。これ以上町に人口が増えたとしても、今後もそれが見込めるかということ、そうではないというようなことで取組がそういう形で行われているのだと思いますけれども。

それと、吉岡町については、既に若い人たちが集まって集中している地区と、既存の高齢化と過疎化の始まっている地区と、そういった二極分化が町内で起こってきているわけです。それを心配して、そういった行政改革をやっているのだと思います。玉村町では、その点についてはどうお考えでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 総務課長。

〔総務課長 萩原保宏君発言〕

◇総務課長（萩原保宏君） 吉岡町では、今年度からですか、企画財政課ということで機構改革を実施したということでございますけれども、玉村町では現在財政は総務課に所管しております。ただ、ちょっと随分昔の話になりますけれども、佐波郡に境町であるとか赤堀町、東村、玉村町、4町村があったときに、この中で企画財政課というのがあったのが境町です。企画と一緒に合ったほうがいいのか、総務課と一緒に合ったほうがいいのかというのは、当時からいいところ、悪いところありまして、企画財政課のほうに所管しますと、計画にのっていない事業については全て削減傾向に移行する傾向があるということで、そちらを選択する自治体もあれば、逆に総務課のほうに、計画も尊重するけれども、計画にそぐわない地域の住民の意見も反映して予算を編成する。こちらのほうがメリットがあるのではないかと自治体もあるということで、柔軟な組織体制は必要だと思いますけれども、それぞれメリット、デメリットがあるということで、現在玉村町では総務課の中に予算を担当する財政係を置いているということでございます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） その時々の方針の目標によって、そういったところはどこが財政を担うのかというようところで計画、組織編成というのはされてくるかと思うのです。ですから、町の基本的な総合開発計画にのっかって、どこを中心に進めていくのか、この辺の立場によって組織の在り方というのは変わってくるのかなというふうには考えています。ぜひスムーズな組織運営ができるような、また財政措置の配慮ができるような組織を考えていただければというふうに思います。

もう一点、次の質問にもかかってくるのですけれども、吉岡町はそういうような形で組織編成をしながら町の運営を新たに考えてく。富岡市については、例えば空き家対策については一番富岡市が県内で積極的に取り組んでいるというようなことを県の土地家屋診断士会の会長さんのほうから直接伺うことができました。そういった観点で、富岡市は今年の1月からデマンド方式を取ってみたり、空き家対策をしてみたりということで非常に積極的に取組が見られるようになってきているのです。玉村町の位置的な条件を考えると、吉岡町以上に高崎市ですとか前橋市ですとか、伊勢崎市も人口が増えてきているというようなことで、新たな若い世代の人を呼び込むだけの地理的な要件はあると思うのです。ぜひそういった観点で、町の在り方を積極的に取り組んでいただけたらというふうに思います。

次に、空き家対策について、時間があまりないので移らせていただきます。3年間で24件の空き家除却ができたというようなことなのですから、この達成状況をどういうふうに考えますか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

答弁にもありましたように、当初予定していた件数よりも上回りましたので、補正予算をいただい

て除却のほうを行った次第であります。ですので、除却についてはまずまずかなとは思っております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 今年の予算を見ると、除却の補助費用が400万円になっていると思うのですが、その金額は前年度と変わらずなのでしょうか、それとも減額されているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

当初予算で今現在400万円を要求しているところではありますが、また申込み件数がそれを上回ってくるようであれば、また補正予算等をお願いしようかなというところで考えております。担当課としては。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 大体1年に10件というような割合かと思います。でも、実際問題170件あつての年間10件という割合なのです。玉村町は区画調整がされていますので、空き家がなければというか、そういう土地を新たにつくらなければ、新しい人は入ってこられないわけですよね。ですから、この事業というのは、単に廃屋になったところを壊して更地にしてというものではなくて、新たな町民を引き込むための大きな手だてだと思っております。ですから、もっと積極的にこの事業を進めることはできないのかということ、年間10件ではなくて、もっとたくさんありますし、年とともにそういう空き家は実際問題増えているはずなのです。高齢化とともに。既に玉村町は、そういう意味では過疎化に入ってきているのです。それを処分して、処分したところに新たな若い世代が移住してこられるような条件をつくる一番最初の手だてが空き家対策だと私は思うのですけれども、どうでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

空き家対策につきましては、令和元年度に計画を策定しまして、今年で3年目です。5年に1度見直すということになっております。当初調査したときが172件だろうという数字なのですけれども、それを計画にのせてあります。そのうちの半分は、自助努力によって解決すると。中古物件で不動産屋さんを介してもいいでしょうし、ご自分で対応してもいいということで。町の施策としてバンクで56件、除却で30件程度を見込むという、これは数字合わせなのですけれども、そういった計画を策定しております。

空き家については、全国的な問題で、玉村町も当然対応していくわけなのですけれども、空き家を

減らすということが大前提にあります。その中で一番の発端は、特定空家ということで、地域にご迷惑をかけてしまうものですよ。その定義としては、倒壊しそうだとか、保安上危険だとか、それから衛生上有害だとか、それから管理が行われていないことにより景観も損なっていると。その他地域の方が困ってしまうようなことを解決しようというところが一番にあると思います。それは協議会のほうで認定して、特定空家というのでも減らそうということで、玉村町はこれに関しては3件認定したのですけれども、そのうちの2件が解決したことになっています。残り1件についても今後促していくような形です。

それから、その次のステップとして、活用ですね。松本議員さんがおっしゃるように、それを有効活用して、活用の方法はいろいろあると思います。玉村町に人を呼び込む、総合戦略でもあるような施策を実現してくという課題は山ほどあると考えています。今の施策で全て十分だとは認識しておりません。また、お金をかけずに新たな施策とかというのは、中身については協議会のほうでいろいろ検討していきますので、次回協議会等が開催されるときには、そういった提案等もしていきたいと考えております。

この空き家対策というのは、ずっと続けなければならないくて、全て片づく問題ではありませんので、行政として最善の努力をしていくということだと考えております。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） お手元の資料を見ていただきたいと思います。玉村町の人口の推移ということで、今後玉村町、2040年には現在よりも7,000人ほど減少するという予測が出ています。しかもこの2040年頃には65歳以上の高齢者人口が半数近くにまでなるという状態です。ですから、その7,000人が減少しているときには、相当空き家が増えてくるというふうに思います。今の家族制度、こういったものがほとんど崩壊しているような状態で、玉村町の開発は、子供連れの方が1か所に団地というような、建て売りの団地という形で大体30代の方たちが子供連れで移り住まわれてきました。親と一緒に同居するというような、そういう家族構成というのですか、それがもうほとんど崩壊していて、成長した子供たちは町外なり自分たちで独立をして家を建てて住むということに、そういうのがほとんどかと思えます。今現在はどうなっているかという、そういった人たちがご夫婦で、または単身でその家に住み続けていると。大体移り住んだ方たちというのは、大体30代の方たちだったと思います。その人たちが30年から35年経過していて、現在では大体70代中盤から、早い時期の人は80に差しかかっているかなというふうに思います。

こういうふうに若い人たちが町に呼び込まれないような状態であると、高齢化だけでなく、どんどん過疎化が進んでいくのです。単に空き家の問題ではなくて、空き家を除却したはいいけれども、そこに新たな人材を、入居していただくような施策を取らないと、草ぼうぼうの空き地が増えるだけになってしまうわけです。ですから、空き家対策というのは、迷惑になるような廃屋ですとか、そう

いうのを除却するというだけの意味ではなくて、そこに新たに人を呼び込んでいく最低条件になるわけです。空き地があって、家が建てられる場所があって初めて人を呼び込めるわけですから、その条件整備の1つとして、この空き家対策というのがあるべきだと思うのです。そういうふうにしなないと、このままにしておいたら、既に27区ありますけれども、30%を超えている地区が6地区あるわけです。ほぼ30%というところは4地区ありますから、27地区中10地区が3人に1人65歳以上の方、子供はどんどん少なくなっている、そういう状態に今この町は置かれているのではないかと思うのです。既に過疎化というのが玉村町は始まっているのです。ですから、過疎化対策をしないか、財政的にもあと10年すれば相当これは現実化して顕在化してくると思いますので、その取組というのを、単なる除却で考えるのではなくて、玉村町を再生していくための基盤整備だというふうに考えて取り組む必要があると思うのですけれども、町長はどうお考えでしょう。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 今、松本議員が言ったように、今、空き家が非常にあると、いろんな意味で危ないとか、崩れてきたりして危険とか、安全面で今対応しようとしているわけで、それが大事なことなのだけれども、その後に来るのは、今度は更地化した後の有効利用というところも当然次のステップで考え始めていかないと、またそれがうまく機能すれば、そこはもう宅地ですから、ということは建物を建てられる、人が入ってこられるということは、そのエリアをやはりコミュニティとして入ってきやすいような地域をつくっていくということもやっぱり必要だと思うのです。新しいところに、文化センター周辺のあいった形のところに来るのなら、みんな新しいけれども、1つの昔からの地域の中でぽつんと入ってくるというのは、なかなか近所付き合いとか、そういうところもいろんな負担、不安もあるので、なかなか気が引ける場所はあると思うのですけれども、そのことを分かった上での取組を始めていくというのは大事かと思えます。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） 受入れ態勢の側は、問題、地区それぞれの経過といいますか、人間関係といいますか、そういったものがあるのはよく分かるのですけれども、それ以前に、そういった取組がされなければ、若い人たちが入ってくる要素というのがなくなってしまうわけです。それを待っていたのでは。同時に意識を変えながら、若い人たちを受け入れていこうというような意識をそれぞれの地区の方に持っていただきながら、呼び込んでいくような施策というのが必要になってきているのではないかというふうに思います。そのようにこれから頑張って取り組んでいかないと、そんなに長い将来の話ではないですよ。影響が出てくるのは5年、10年の話なのです。20年したら、こちらの表にあるように、人口が1万人近く減って、最盛期に比べれば1万人近く減って、高齢化率が50%になると。一応統計上50%というのは限界集落と呼ばれるような、存続ができないような集

落というような位置づけをされている数値にどんどん近づいているというようなことが、大変私個人としては危惧しているのです。団地化されているところは一気にそれが来ます。同じ年代の人たちがいっぱい住んでいるわけですから。ですから、そここのところに行政が視点を当ててやっていかないと、玉村町としては平均25%ぐらいの高齢化率だというふうに言われていますけれども、各地区に視点を当てていくと、そういった過疎化というのが急激に入ってくるということ。町中心部は何とかなるけれども、周辺の地区は存続の危機に見舞われるというような危機感というものを住民の皆さんも含めて持っていかないといけないのではないかというふうに思います。特にその中でも空き家対策というのは、それに関連するベースをつくるということで非常に重要な位置づけが私はあると思うのです。ぜひその辺で考えていただきたいなと思います。

3点目の移住支援金の関係なのですが、国の地方創生資金のほうから出ているものなのですが、現在リモートも東京都内の会社に勤めていて、県内に在住する。リモートで勤め先を変えずに来るといった人も支援金の対象になっているというふうに聞きます。そういう意味では、今大きなチャンスなのではないかな、地方は大きなチャンスだと思います。笠原議員の質問の中にもありましたけれども、群馬県のそういう移住希望先として5位に挙げられている……備前島議員でしたっけ、失礼しました。備前島議員の質問の中にも第5位に挙げられているというように、今群馬県というのが対象になっています。群馬県の中の玉村町を対象にしていかなければいけないわけで、そういう形で東京都内に住んでいる人たちを引き込む条件は改善されつつある。それが1点あるのですけれども、ほかの地域の、例えば高崎市や前橋市や伊勢崎市方面に行っている人たちが、玉村町に移住するという可能性も高くなってきていると思うのです。ですから、そここのところでさらに注目度を上げるという意味で、移住支援金を玉村町独自で、財政非常に厳しいという実態も分かりますけれども、そういう形で引き込んでいくようにしていく対策が非常に重要になってきているのではないかなというふうに思っているのです。

その移住支援金を支給したとしても、その人たちが、例えばいろいろな縛り方はあると思うのですが、町内に20年間住み続ければ返済不要の移住支援金にするとか、そういうような形にして、長期にわたって玉村町に住んでいただく。そうすれば、住民税等を支払っていただけるわけです。一時的に財政的な負担は増えるかもしれませんが、その分回収可能なのですよね、そういうふうに考えていくと。ですから、そういった移住支援金というのもぜひ考慮に置いて取り組みをしていただけたらというふうに考えます。

次に、防災対策についてなのですが、避難情報のガイドラインを見ると、住民の事前避難というのが中心になっているのです。今まで避難、避難というと、避難所に避難というのが行政主導の避難計画というのが徹底されていたわけなのですが、事前に水害が起こる予測があれば、事前に自分で自主避難をしていくということが求められている。もう国は地域の人たちを守ることはできないと。行政だけの力では守れないというふうにはっきり言っています。ですから、住民に避難を

求める場合は自主避難が基本になるのかと思います。先ほどの町長の答弁にもありましたように、避難所に避難しても、コロナの関係で通常の4分の1以下の収容人数しかないというふうに言われているわけですから、町民の自主避難を促すという意味で、情報提供が非常に重要になってくるのではないかと思います。

情報提供は、メルたまとたまボイスというのがあるかと思うのですが、メルたまの登録者の割合、たまボイスの登録者の割合、企画課と環境安全課のほうでそれぞれ担当しているかと思いますが、どのぐらいの割合になっているのでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） お答えします。

企画課はメルたまを担当しておりますので、メルたまは、現在4,843件の登録がございます。それで、スマホ等で利用しますので、スマホ等を利用している人が3万件と考えたときに、約6分の1、16%ぐらいの利用率かなと考えております。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） たまボイスでございますけれども、2月現在、一般住民の登録が290件という形になっております。また、それとは別に全区長さんとあと民生児童委員さん、あとは議員の皆様にもご登録いただいておりますので、それら合わせますと100名程度でございますので、合計しますと約400名程度が現在登録していただいております。こちらをさらに普及させていかななくてはいけないと考えておりますので、また民生委員さんや、あとは社協さん、そういった関係の皆さんと連携を深めて、どんどんこちらの件数は増やしていきたいなというふうに思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） そういうことで16%であったり400件であったりというようなことで、実際に非常に私、メルたまもたまボイスも有効な手段だと思っているのです。防災無線だとかなかとかといろいろ費用のかかるものを設置するよりも、これだけスマホが普及し、各家庭には家電が必ずと言っていいほどあるわけで、それを活用しない手はないと思うのです。ところが、メルたまはある程度知られているかなとは思っているのですが、高齢者はスマホで登録はできないですよ。私は地域支え合いネットワーク会議という芝根地区で活動していたときに、登録講習会というのをやったのです。これどういうふうにやるかという、説明したって、まず無理ですから、来てもらった人に関してはこちらのほうで登録をして、目の前で登録をして、それではいい、できましたといって手渡しをする。これで私が各地区5地区を回って、大体70件ぐらいの方に登録をしました。皆さん高齢の方たちです。たまボイスに至っては、残念ながらほとんどの人が知りません。これだけお金かけて有効な

手だてとして提示されているわけですから、ぜひそれを普及するための新たな手だてを考えていただきたいなというふうに思っています。

ここで、提案をしたのがボランティアの活動ということなのです。特にメルたまなんかの普及、特に災害関係の情報のツールとして非常に意味がある手だてだと思うのです。目的はそれ以外の行政サービス等についても含まれているわけでしょうけれども、防災という観点から見ても非常に有効かなど。情報発信がそういう面でもカバーできる1つの手だてですので、それを普及する。普及を、ではどういふふうにするかという、紙ベースで配られただけでは、まず無理です。実際にやったように、こういうふうにするのだよというふうに説明をしながら、実際にこちらが登録まで進んでいかないと、説明だけでは、残念ながら高齢の人は特にできません。ですから、事前避難をするということであれば、事前に情報発信をしていかななくてはいけない。その情報発信のためには、そういったツールをそれぞれの人たちに持っていただかなくてはいけないと思うのです。そうでなくては、いかにいいものを持っていたとしても、有効な活用にならないわけです。

ですから、そのための支援策としてボランティアの方たち、念頭に置いているのは一番そういったスマホの扱いに慣れて、知識もある、そういったボランティアの集団が玉村町にはあるではないですか。県立女子大学の生徒の人たちに協力してもらおうようなこともできると思うのです。ただ、その話を聞くと、例えば県立女子大学の子たちをいいように使い回そうというわけではありませんけれども、その子たちが各地区に出向くときに、自転車での移動をしてもらいたいと。なぜか。事故があったら責任が取れませんか。では、私が責任を取るので、移動を、送迎をしたいと思えますと、それもやめてくださいと。結局、ではその活動に対する行政の真剣度というのが問われてくると思うのです。行政が、では責任を取るからという形で行うのと、誰が困るかといったら、事故があったときに本人が困るのではなくて行政が困るからというようなことでの取組であれば、当然協力してくれる人もできなくなってしまうと思うのです。送迎支援なんかについても同じようなことが言えると思います。事故があったらどうするのだというふうなところで、どこかが責任を担保するような、担保するといったら、保険で担保するしかないわけですから、そういう保険の裏づけのあるものを貸し出す、公用車を貸し出すとか、またはそれもできないのであれば、町独自にタクシー券ですとか、そういうもので移動を支援するとか、そういうような形でやっていく手だてというのを考えることはできないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） お答えいたします。

メルたまの普及、一定のところ、今ある程度のところで止まってしまっているのかなというふうにも思います。松本議員がおっしゃるとおり、今後の災害の避難については、まずは自らの命は自らで守るという、それが大原則になってくる。その中でいかにして情報を得るかというのは大変重要な

問題であると思います。そのために我々もメルたま、あとはたまボイスというものを今年度導入しまして、そちらの普及に頑張っているわけですが、まずメルたま、こちらはスマホ、ガラケーでもたしかできると思うのですが、ガラケー自体はそろそろ使えなくなるといいますので、一挙に全てスマホを使った情報を得るツールになると思うのですが、それがなかなか、こういった言い方は問題あるのかなと思いますけれども、高齢者の方はなかなかスマホを持っていても使いこなせない。もう本当に電話で使うだけとかという方も中にはいらっしゃると思うのですが、そういった方の情報を得る新たなツールとしてたまボイスを導入いたしました。たまボイスについては、もちろん携帯電話にも音声で発信しますし、家電はもちろん、そういった電話であれば特に固定電話、移動電話問わずに情報のほうが音声で発信できます。ということで、より高齢者の方にはなじみがいいのかなというふうに思っていて、このたまボイスを導入したわけです。たまボイスは、端末の操作をしなくていいものです。紙ベースの申請書を環境安全課のほうに送っていただいて、こちらで全て登録をして、その登録した方に音声で情報を発信するというものなので、まずは特に操作方法を説明しなくてもいいものを導入いたしましたので、もちろんメルたまの普及もどんどん上がっていくべきだとは思いますが、まずはたまボイスのほうを高齢者の方に直接郵送なりしていきながら、導入促進を図っていきなというふうに考えています。

◇議長（石内國雄君） 企画課長。

〔企画課長 大堀泰弘君発言〕

◇企画課長（大堀泰弘君） 県立女子大学との連携、県立女子大生とのボランティアの協力の関係ですけれども、官学連携ということで、企画課のほうでは県立女子大生が町の関連する行事にボランティアとして参加した場合に、家賃補助として月5,000円を補助しております。これも4年度も予算計上させていただきましたけれども。ですので、スマホの関係のボランティアの協力をお願いしたいというときに、県立女子大生がその協力ができるというのであれば、その活用ができるかと思いません。ただ、その場所を移動するに当たっては、個人で行っていただいておりますので、今も県立女子大生に該当する場所には行っていただいておりますので、県立女子大生がボランティアに協力できるというのであれば、それが活用できるかなとは思っています。

◇議長（石内國雄君） 3番松本幸喜議員。

〔3番 松本幸喜君発言〕

◇3番（松本幸喜君） メルたまにしてもたまボイスにしても、環境安全課長さんがおっしゃるように、非常に有効だと私も思っているのです。ああ、いい案が出たなど、最初聞いたときには。高齢の人なんかだったらスマホで登録したとしても、肌身離さず持っている人はほとんどいませんから、直接家電にかかってくるということであれば、一番確実かなというような感想を持ちました。ところが、どちらもとにかくいかんせん普及していない。普及させるためには、やはり直接出向いて行って、こういうものがあるのだよということを、特に高齢の人たちには伝えていかないと、普及はまずしない

と思います。紙ベースで見ただけでは、ネットで調べてくださいでは、どうにもならないのです。ですから、避難ということが事前避難というふうな形になって、自主避難という形になるのであれば、ぜひその普及に具体的な手だてを考えていただきたい。対応策をぜひお願いしたいなというふうに思います。

もう時間がないので、これで終わりにしたいと思いますが、災害対策だけでなく、災害対策でいえば、企画課も環境安全課も係わりがあるわけです。特に心配なのは、福祉課の方だと思うのです。自分たちがふだん関係のある高齢者が対象、主な対象になるかと思うのです。だから、そういう3者の関係性というのが出てきた避難対策でなければ、有効に、いざそういう場になったときに、有効に働く避難対策というのが取れないのではないかなというふうに非常に心配しているところです。ぜひそういった具体的な手だてを持った対策を取っていただければというふうに思います。

あと45秒ぐらいなので、以上で終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（石内國雄君） 休憩いたします。3時に再開します。

午後2時45分休憩

午後3時再開

◇議長（石内國雄君） 再開します。

◇議長（石内國雄君） 次に、11番宇津木治宣議員の発言を許します。

〔11番 宇津木治宣君登壇〕

◇11番（宇津木治宣君） 11番宇津木治宣です。通告に従って発言をいたします。大量に書いてあるので、早口で読みますので、よろしくお願いいたします。

まず最初に、令和4年度の施政方針についてお伺いします。施政方針では、「上水道の整備充実では、SDGsの取組目標の1つである「安全な水」を将来にわたって町内全域に届けていくことができるよう老朽管の更新等について、経済対策も踏まえて大幅に事業費を増額して管網整備を進めるとともに、老朽化が著しく耐震強度の面でも問題が指摘されている浄水場施設の更新については、巨額な投資が必要であることから、建設費や維持管理費等を民間の資金やノウハウを活用し、従来よりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できるよう、PPP/PFI導入の可能性について調査・検討を行ってまいります」としています。改正水道法が可決され、水道事業の民営化が自治体ごとに可能となりますが、町民の生活基盤に係る水道事業の民営化には異議があります。

各報道によれば、水道事業の民営化により水質の悪化、料金の大幅な値上げで生活への影響より再公営化した事業体はパリ市、ベルリン市をはじめ2000年から2017年の間に267の事例があります。再民営化する際には、膨大なコストがかかっているようであります。ベルリンは、企業か

ら運営権を取り戻すのに1,690億円、ブルガリアのソフィア市では、再公営化でコンセッション方式のため、多額の違約金が発生するので動きが取れないとの事態もあります。世界規模で水道事業の再公営化が進む中、日本は全く逆の方向を進もうとしています。町民の生命維持に係る水道事業の民営化に強く危惧をいたすところでもあります。

そこで、何点かお尋ねいたします。水道事業について、「PPP/PFI導入の可能性について調査・検討を行ってまいります」としているが、導入を前提としているのか。

次に、PPP/PFI導入の可能性について、民間の資金やノウハウを活用するとして委託料が予算計上され、継続事業として令和5年度にも計上され、予算総額は990万円になっています。なぜこういった事業を委託するのかお尋ねいたします。

水は公共の財産であり、町民一人一人のためにあります。水は営利企業のものではありません。命の水をもうけの対象にしてはならないのではないのでしょうか。

建設費や維持管理費を民間の資金やノウハウを活用するとしているが、これらの企業の中には海外資本との関係が取り沙汰されるところもあるではないですか。

以上、施政方針について質問いたします。

次に、町の新型コロナウイルス感染予防ワクチン接種への対応についてお尋ねいたします。オミクロン株による感染拡大が止まりません。県は、まん延防止措置を3月まで延長しました。町は、さらなる感染拡大を防ぐため、様々な施策を行っています。そこで、以下についてお尋ねいたします。

①、町が用意したPCR検査キットの使用状況は。

②、新型コロナワクチンの追加接種の状況と今後の見通しは。

③、町有施設の利用制限や花火大会など様々な行事が中止、縮小されています。警戒度の推移によりますが、感染防止を前提とし、利用方法や開催方法など検討する必要があるのではないのでしょうか。

④、保育園、幼稚園、小学校などで登園自粛や休園、休校を行っている。子供たちの学業や心理的負担、健康の面や保護者へのきめ細かな対応を求めたいと思います。

そして、コロナの影響を受けている事業者などに対して支援策をこれからも取っていただきたいと。

3番目に、高齢者福祉への取組について。人生100年時代を迎え、高齢者の健康寿命の延伸や日常生活への支援をはじめ、あらゆる世代の活躍の場づくり、健康の保持増進のための健康づくりの環境整備、フレイル予防、地域の支え合い・助け合い、社会参加の促進など、地域ぐるみによる健康長寿に向けた取組の進展が求められます。コロナ禍の下、非常に厳しい状況ですが、町の取組についてお尋ねをいたします。

4番目に、市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可の厳格化についてお尋ねいたします。近年の頻発化・激甚化する災害から命と暮らしを守ることを目的とし、都市計画法が改正され、それに伴い群馬県においても、令和4年4月1日より開発許可基準が市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可が厳格化されます。分家住宅、既存宅地内建物、大規模指定既存集落内の建

物等の開発行為について、原則開発が許可されなくなります。

また、想定最大浸水深が3メートル以上の浸水ハザードエリアが対象になります。自己の業務の用に供する施設の開発行為も対象に。家屋倒壊等氾濫想定区域では不許可になります。そして、これを支えている町が出しているハザードマップ、どこまでが3メートルなのか、見てもさっぱり分からない状況なので、この辺についてもお尋ねします。

そして、この厳格化は、まちづくりや地域集落維持に大きな影響があるのではないかと。町はどのように考えているのかお尋ねをして、1回目の質問といたします。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君） 宇津木治宣議員のご質問にお答えいたします。

初めに、施政方針についてのご質問にお答えいたします。PPP/PFI導入可能性調査についてのご質問ですが、月田議員の一般質問でもお答えしましたとおり、玉村町の浄水場は運営開始より約45年が経過しており、老朽化への対応が急務となっております。また、大地震や大洪水の発生により水道水を供給できないおそれも指摘されているため、災害のレジリエンス強化も必要となっております。そのため、平常時はもとより、緊急時においても安全、安心な水道水を安定供給すべく、浄水場の更新を計画しているところです。

浄水場の更新には、多額の費用が必要であり、利用者の料金値上げに直結するため、維持管理経費を含めたコスト削減を図る必要があります。また、更新事業は長期間にわたり、担当する上水道の技術系職員の確保も課題であり、全国的にも浄水場を含めた上水道の技術やノウハウの継承をどのようにして進めたらよいか大きな課題となっております。

そこで、民間事業者が持つ資金、技術、ノウハウなどを積極的に活用し、これらの課題解決につなげるため、官民連携手法であるPPP/PFIの導入の可否について調査をする業務が導入可能性調査業務でございます。本業務は、ご質問にありました水道事業の民営化に必ずしも直結するものではなく、設計、建設部分だけの発注手法や維持管理まで含めた発注手法等、様々な手法について調査・検討を行い、本町にとって最も有効的な手法を模索するものであります。そのため、導入検討結果によっては、従来手法であります分割発注や短期契約を選択する可能性もあります。よって、本業務はPPP/PFI導入を前提として行うものではありません。

なお、PPP/PFI導入可能性調査の実施が、浄水場更新事業の国庫補助採択の必要要件にもなっております。また、導入検討を行うには専門的な知識や経験が必要であるため、予算総額990万円の委託料を用いて建設コンサルタントの支援の下、本業務を実施する予定です。

また、上水道事業は、安全な水を安定的に供給する公益事業です。一方、その経営は、利用者からの料金収入で賄っていることから、できるだけ安価で安全な水を供給するため、事業者として不断の努力をしているところであり、今回の検討もその1つです。営利企業のもうけの対象とは毛頭考えて

おりません。民間資金と海外資本の関係につきましては、詳しく内容を承知しておりませんので、今後研究してまいりたいと思っています。

次に、町の新型コロナウイルス感染予防やワクチン接種への対応策についてお答えいたします。新型コロナウイルス感染症につきましては、2月初旬の7日間平均値で、全国で9万人、群馬県でも1,000人を超える新規感染者が報告されるなど、感染力の強いオミクロン株が猛威を振るっており、群馬県では、まん延防止等重点措置の適用が延長されるなど、予断を許さない状況が続いております。

当町でも、1月下旬から感染者数の増加が見られ、新規感染者が連日にわたり報告されております。その中には、保育所や学校等の施設における年少者の感染者もおり、町では継続した感染拡大防止対策の徹底をお願いしているところです。このような中、当町の施策の1つとして、拡大PCR検査事業を実施しておりますが、この事業は保育所や学校等の施設において感染者が発生した場合、保健所の検査対象外で感染拡大リスクが高いと判断される集団に属する人を対象にPCR検査を行い、感染拡大防止の徹底を図る事業になります。今年度は、令和4年2月22日現在で207人実施しており、その金額は95万2,050円となっております。

次に、新型コロナワクチンの追加接種の状況と今後の見通しについてですが、追加接種の通知発送の状況を申し上げますと、現在、昨年8月に2回目接種が終了し、6か月経過した人に対して接種券一体型の予診票と予約ガイド等を2月に送付しております。今後も順次接種券の発送を行ってまいりますので、接種券がお手元に届きましたら、医療機関や町の集団接種会場、県の大規模接種会場等に予約をし、早期の接種をご検討いただくように推進しております。

さらに、3月から、5歳から11歳の子供のワクチン接種が実施されるに当たり、2月下旬に接種券等を発送しており、3月1日に医療機関での接種予約が開始され、3月8日をめどに接種開始という予定で進めております。なお、接種に伴った副反応や効果、安全性などに関する情報については、厚生労働省からのお知らせを接種券に同封しております。

また、今回のワクチン接種の実施期間は、国の方針により令和4年9月30日までと示されている中、対象年齢の接種希望の全ての方が早期に接種できるように、医療機関とも調整を行い、接種の推進を行ってまいります。

次に、町有施設の利用制限や花火大会などの行事における感染防止を前提とした利用方法や開催方法の検討についてお答えします。町有施設の利用制限につきましては、群馬県の「社会経済活動再開に向けたガイドライン」に定めた警戒度等を参考に、玉村町新型コロナウイルス感染対策本部会議で検討、協議をしており、町内の感染状況や施設の使用形態、利用者の年齢層等も考慮し、そのときに必要な利用制限等の措置を決定しております。

花火大会等の行事開催の判断につきましても、同様の考え方で検討することになりますが、それぞれ実行委員会が組織されている場合には、そちらに諮って決定することになります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ウイルスの発生当初から変異を重ねてきております。現在のオミクロン株については、当初のウイルスに比べて感染力は強いものの、重症化率や死亡率が低くなっているという報告もあり、諸外国では新型コロナに関する規制を解除する動きも出てきております。今後、変異するウイルスの特性によっては、感染防止対策も異なってまいりますので、常に最新の情報を入手しつつ、現在進められているワクチン接種の効果、先日、特例承認された経口抗ウイルス薬の状況等を見定めながら、ウイルスの特性に合わせた感染防止対策と施設の利用方法、イベントの開催方法を検討してまいります。

続きまして、保育所の休園に伴う子供たちの心理的負担、健康面や保護者へのきめ細やかな対応策についてお答えいたします。新型コロナ新規感染者は、第6波の影響により全国的に急増しております。この状況は当町においても同様で、保育施設における全面休園や該当クラスのみを休みとする一部休園になった件数は、今年1月中旬以降に急増しております。昨年までに休園した件数は4件であり、一部休園はございませんでした。これに対しまして、今年1月以降において休園した件数は、2月末時点で2件、一部休園した件数は、延べ11件、登園自粛は延べ3件でございます。最近の傾向としましては、できる限り休園となる期間及び範囲を限定していることから、一部休園が多くなっております。

休園や一部休園になる場合、施設は保護者から新型コロナ感染の報告を受け、速やかに状況を確認した後、関係機関と協議し、保護者へできる限り早く情報提供を行うよう努めております。感染が確認された世帯には、児童または保護者の体調について連絡を取り合っているほか、状況によってクラス閉鎖となった保護者についても、児童の体調確認などの連絡を取っております。

また、保護者からのお問合せについては、自分の子の感染は大丈夫なのか、陽性者が発生したクラスを知りたい、兄弟姉妹は登園や登校してよいか、施設を休んだ証明書が欲しいなど、様々なお問合せがございます。個人情報保護の観点からお答えできない内容もございますが、柔軟に対応し、保護者との連絡を密に取り合うことで、保護者や児童の不安の解消に努めているところでございます。

なお、幼稚園、小学校における対応につきましては、教育長からお答えいたします。

次に、引き続き、コロナ影響者への支援策をというご質問にお答えします。施政方針の中でも述べさせていただきましたとおり、令和4年度においてもコロナ禍で多くの不安やストレスを抱えながら、日々頑張っている町民の皆様の期待に応えるため、引き続き町民の暮らしと地域経済を守ることを最優先に、全19の事業を予算化しておりますので、新型コロナウイルス感染症への対応にしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

中でも、町民生活の支援では、長引くコロナ禍の影響により、住民税非課税相当まで家計が急変した世帯を応援するため、1世帯当たり5万円を給付するとともに、低所得世帯の子供1人当たり2万円の商工会商品券を交付するほか、コロナ禍で広がる子供の産み控えの対策とともに、子育て世代の応援として、新生児1人当たり3万円の商工会商品券を交付し、町内経済活性化の後押しにも

つなげていきたいと思っております。

また、万一新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者等になった方々が、県在宅支援センターの支援の対象外になってしまい、家族や友人等から買物の協力が得られず、支援が必要となった場合は、食料等の支援を行うとともに、長引くコロナ禍における生理の貧困への支援として、経済的に逼迫する生活困窮世帯に生理用品の無料配布を行ってまいります。

教育面においては、生活支援が急務となっている就学援助費受給世帯の中学3年生の子供1人当たりには高校進学準備金として5万円を給付するとともに、コロナ禍で再び休校になっても在宅での学びを保障するWi-Fiモバイルルーターの貸出し支援を行い、1人1台のタブレット端末の効果的な活用を図ってまいります。

一方、町内事業者の支援では、事業者の経営維持・継続を支援するため、コロナ禍の影響を受けた事業者に対する緊急経済対策資金として制度融資を継続するとともに、売上げが減少した小規模事業者には新たに10万円を支援してまいります。

また、農業者の支援では、コロナ禍の影響により、市場価格の低迷等が懸念される田園都市たまむらならではの麦について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援し、新たな需要喚起につなげるため、麦種子購入のための一部助成を行ってまいります。

さらに、コロナ禍に伴う緊急経済対策として、町内事業者への発注を条件とした住宅等リフォーム支援事業を実施し、地域経済回復のための後押しを積極的に進めてまいります。これらの取組とともに、今後においても適宜適切に必要な財政出動を行いながら、ポストコロナのまちづくりを推進していきたいと考えております。

次に、高齢者福祉の取組についてお答えいたします。まず初めに、あらゆる世代の活躍の場づくりとして、社会福祉協議会にシルバー人材センターの運営を委託し、高齢者に健康や生きがい、やりがい等、活躍の場として仕事の機会を提供しております。令和2年度の実績としまして、作業件数197件、延べ作業人員1,694人となっております。主な作業は、剪定や除草等になります。

次に、健康の保持増進のための健康づくりの環境整備として、ふれあいの居場所づくりや長寿会の活動を推進しております。現在、町内の各所でふれあいの居場所が活動しており、それぞれが参加者同士で楽しく活動を行っていると考えております。また、長寿会についても、会員の皆さんが親睦を深めながら、健康づくりや地域への貢献、社会参加による生きがいづくり等を目的に、地域の中で主体的に活動されております。長寿会会員数の減少という課題もありますが、今後もこのような活動の推進や充実が図れるよう補助金等の支援を継続していきたいと考えております。

次に、フレイル予防として、現在FMたまむらのご協力の下、平日午前9時から1時間、「筋力トレーニング」と「ストレッチング」、「ぐんまの風体操」を放送し、高齢者の体力の維持向上に努めております。さらに、毎週金曜日、「筋力トレーニング」の放送後、保健師や栄養士、理学療法士、歯科衛生士の解説による「楽しく学ぶ、健康ミニ講座、さあ今日からやってみよう」を放送しており、

その中で「認知症予防講座」、「口腔体操講座」、「免疫力をあげよう、栄養講座」、「転倒予防講座」、「こんな時だからフレイル予防」をローテーションで放送しております。

また、例年「はつらつ健康教室」等を開催するとともに、ふれあいの居場所や筋トレ会場におきまして、認知症予防教室の開催や歯科衛生士による口腔ケア、栄養士による栄養指導等を行い、健康寿命を延ばす事業も行っております。

次に、地域の支え合い・助け合い、社会参加の促進など地域ぐるみによる健康長寿に向けた取組についてお答えします。町としても、元気な高齢者が地域の支え手、担い手として活躍できる地域をつくっていくことが重要と認識しており、高齢者による社会貢献活動を促進することが、同時に介護予防や認知症予防の効果が生まれ、それらが高齢者の健康増進と生きがいつくりにも結びつき、健康寿命の延伸に寄与すると考えられます。

玉村町における地域の支え合い・助け合い、社会参加の現在の具体的な取組例としましては、平成31年2月に各小学校区に設置された地域支え合いネットワーク会議（第2層協議体）、これがございます。この第2層協議体は、身近な地域で地域に密着した支え合いの活動の充実を担っていただくための話し合いの場であり、それぞれの第2層協議体において住民が主体となって地域に応じた課題に取り組んでおりますが、現在は全町的な見守り活動を中心に行っております。実際に緑のたすきをかけた方々が自分たちの住んでいる地域をウォーキングや犬の散歩をしながら、ちょっとした気づきの視点を持って見守り活動をしております。

町では、人生100年時代を迎えるに当たり、様々な方策を駆使し、今後も通いの場であるふれあいの居場所や筋トレ会場など、様々な地域資源や団体との連携、協働を行いつつ、幅広い視点で高齢者が活躍できる地域づくりや、多世代の交流の場を広げる活動を検討し、長期的視点で継続的、持続的に高齢者福祉の取組を進めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、今後も人口減少社会が継続し、高齢者人口の増加や高齢化率の上昇は、現状避けられないものであります。地域の活動を含め、町全体で、高齢者に限らず、子供からお年寄りまで、また障害をお持ちの人も含めた誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、町全体、オール玉村で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可の厳格化についてお答えします。議員のご質問にあったとおり、近年の頻発化、激甚化する災害から命と暮らしを守るため、都市計画法が改正され、群馬県においても市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可基準が4月1日から厳格化されます。

改正の概要ですが、市街化調整区域のおよそ1000年に1度の被害想定による想定最大浸水深が3メートル以上の浸水ハザードエリアにおいて、新たに行われる分家住宅、既存宅地内建物、大規模指定既存集落内建物等の開発行為について、原則許可されなくなり、許可を受ける場合は、安全上及び避難上の対策を講じた上で、県の開発審査会の議を経ることが必要となります。また、土地の一部

が家屋倒壊等氾濫想定区域に属している場合は、許可を受けることができなくなります。

町では、このことを周知するため、広報10月号と1月号に改正内容を掲載したほか、現在ホームページ上でも改正内容と浸水深の確認方法などをお知らせしているところであります。また、窓口でのお問合せにも対応できるよう、チラシを備えたほか、地図情報を画面上で確認できるGIS端末にハザードマップのデータを搭載し、浸水深を正確に確認できるようにいたしました。

今回の開発許可基準の改正により、市街化調整区域の浸水ハザードエリアでは、許可の際に安全対策を講じる必要が生じることになり、また浸水ハザードエリアの家屋倒壊等氾濫想定区域では、開発許可が受けられなくなったりと、まちづくりや集落維持に対する影響もございますが、町としましては、近年全国で頻発している大洪水から町民の命と暮らしを守ることが第一であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君登壇〕

◇教育長（角田博之君） 学校の臨時休業に関わる子供たちや保護者へのきめ細かな対応策についてお答えいたします。

全国的にオミクロン株による新型コロナウイルスの感染が急激に拡大する中、町内の学校園に通う子供たちの感染者数も増加しています。それに伴い、複数校で学級、学年等の臨時休業を実施いたしました。このような状況の中、不安や悩みを抱える子供たちや保護者へのきめ細かな対応をしていくことは、教育委員会としても、学校園としても大変重要なことと考えております。

玉村町では、子供たちの健やかな学びを保障するという観点から、教育活動や行事を安易に中止とせず、実施時期をずらしたり、内容や方法を変更したりして、できる限り実施し、子供たちの学びを進めてまいりました。また、やむを得ず学級や学年の臨時休業を実施する場合も、保健所や学校医の助言の下、最小限の範囲や期間にとどめるよう対応しています。

コロナ禍によって教育活動の見直しを余儀なくされる一方で、どのような形で実施できるかという視点で、教職員と子供たちが試行錯誤や工夫を繰り返し、これまで以上に子供たちが主体的に企画や運営をして実施する新たな活動が増えてきました。このような経験の中で、子供たちのセルフマネジメント力が発揮され、自己肯定感や自己有用感の高まりにつながっていると考えています。

また、各学校園では、不安や悩みを抱える子供たちの把握や心のケアにも努めています。教職員は、日常的に観察や声かけをして子供たちの様子を把握するとともに、長期休業前や休業明けの時期は、特に子供に寄り添う期間として、子供の小さな変化を見逃さないよう意識して接しています。さらに、毎月你的生活アンケートやQ-Uという心理アンケートの分析結果を基に、一人一人の子供の心理状態を把握し、学級経営や人間関係づくりに生かしています。

子供の健康面については、学級、学年等の臨時休業により、家庭で過ごす場合も、1人1台端末で学校と家庭をつないで朝の健康観察を行ったり、1日の予定や課題を配信したりして生活リズムを整

えるよう支援を行っています。

また、保護者に対しては、急な学級、学年閉鎖等で家庭での対応をお願いすることもあるため、メール配信システムで学校の感染状況や対応について速やかに連絡するとともに、状況に応じて個別の相談も行い、保護者の不安の軽減や解消につなげています。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町のふれあい教室等の相談専門機関と連携するなど、相談体制を構築して対応しています。

新型コロナウイルス感染症の感染状況は、いまだ見通しが持てない状況ですが、玉村町教育委員会といたしましては、今後も家庭との連携を図り、感染症対策を徹底した上で、子供たちの主体的な学びを推進する教育活動の充実を図ってまいります。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 引き続き、自席から質問を続けさせていただきます。質問が長くて申し訳ありません。答弁があれですけれども、ただ丁寧な答弁をいただいて、よく分かりました。

まず、1つずつ確認というのですか、しておきたいのですけれども、PPP/PFIの活動について、990万円の予算が計上され、それが委託料で払われると。何か研究をすると言ったのは、自分たちで研究するかと思ったら、約1,000万円なりの委託料をどういう、コンサルというのですか、私がホームページを見ましたら、私が営業マン時代にやっていた会社がコンサルの会社なのですよね。それが載っているので、あれっ、これは聞いたことがあるなというので、海洋の、海のコンサルですけれども、名前は控えておきますけれども、そういうのが水道事業とかなんとか、そういうところでいろいろ事業について相談を受けて、これはこういうところがいいのではないかとかというふうなアドバイスをするのだということなのですから、一般論として、そういうところに頼むと、そういうところに関係している大手のところ仕事はみんな流れていくというのか、誘導されるという傾向がホームページなんかの中に載っていました。心配するのは、やっぱり町で事業をして、町の周辺の事業者がそういう工事をしたり何かして仕事をつくるという部分もある。安全な水もそうですけれども、どこかにぱっと頼んで、そういう流れというのはあまりあれではないかなと思っているけれども、先ほど答弁の中では、それぞれのメニューについて研究はするけれども、民営化とか、完全委託とか、そういうことを前提にしたものではないという答弁ですが、その辺ちょっと改めて確認したいと思います。

◇議長（石内國雄君） 上下水道課長。

〔上下水道課長 金子忠雄君発言〕

◇上下水道課長（金子忠雄君） お答えいたします。

今までの従来の方式が個別発注で仕様書で行うと。その中には設計委託があったり、土木工事、機械工事、電気工事といったような工事の関係の請負契約ですとか、あとは運転管理、水質検査、電力

管理、薬品とか、そういったものをお願いする委託とか、みんな別途に、個別に委託をしておったという形であります。仕様書に基づいてというのが主ですが。ただ、今後考えるのは、そういった設計委託、請負契約、日頃の運転管理委託というようなものを一括で委託契約というのを考えるということで、そこで費用の省力化等図れるというような形になっております。

またこれに、建設には費用がかなりかかりますので、民間が全部その費用を先に立て替えて、官は1年ごとに決まった額を支払っていくとか、そういったことを、資金をお願いするとPFIというような形の中でなってきます。

それから、先ほどありました委託料ですか、990万円、こちらのほうはやはり今までの方式でやった場合と、PPP/PFIの中にある手法というのが幅広く枝分かれしておりまして、どの手法が玉村町にとって一番有利かというような形を決めるわけなのですが、それと今までの手法とどのくらいの違いが費用的に発生してくるかというようなことで、細かい精査になりますので、とても職員では対応し切れないということで、外部に委託をするというようなことを予定しております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 先ほどの町長の答弁ですけれども、いわゆる私が言っている民営化とか、そういう全部頼んでしまうのだという、そういう流れの上でなくて、何か要するにそういう研究をしないと次の段階に進めないというような、国のどうも態度らしいので、いろんところで聞きましたら。それで、その話に乗っていろいろ研究した上で、我が町の水道事業はどうするのかという結論を出していく形を取らないと、今時代に乗っていけないというのか、そんなような話を、その関係の人からアドバイスを私は受けたのですけれども、あくまでもそういうことで慎重に進めていただきたいと思うのですが、町長、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 町長。

〔町長 石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君） 私は水道の民営化というのは考えておりません。そして、この検討をすることが、採用してもしなくても検討すること自体が補助金をもらうための要件ということになっているので、何か非常に、導入を推進するような予算措置というのですか、であることは、政府がそういった形で、一旦検討してもらえませんか、採用しなくてもそれはそれで補助金、むしろ検討することが補助金の要件ということになっております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） そういう態度で臨んでいただきたいと思います。検討はね、いろいろ研究して、国の流れとか何かを、それをしっかり検討するというのはいいことだけれども、やはりそっくり誰かに任せてしまうという話は、我々本当に命に係わる水のことなので、非常に懸念はしていま

すので、その辺はよろしく願いいたします。

次に、コロナ対策についてに移ります。町が用意した簡易PCR検査キットの利用率が207人で95万円使ったと。たしか今度の補正予算で減額補正をされていましたがね。あれは結構使い道が、予算は計上したけれども、かなり残ったということなのではないでしょうか。それとも使うタイミングとか使うチャンスとか、そういうことがぴったりしなかったということなのか、その辺をお尋ねいたします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えします。

減額補正をしている件なのですけれども、今6波ということで、感染状況がまだ継続しています。それなので、ある程度PCR検査のキットのほうを確保しつつ、多分大丈夫だなというところで減額をさせていただいています。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） ちゅうちょなくどんどん使えというか、無駄に使えとは言いませんけれども、ためらうことなくPCR検査キットを使って、感染防止に役立ててもらいたいと思います。

次の話に移ります。もう時間がないので、教育長にお伺いしたいのですけれども、学校現場での感染予防対策、それから要するに休園、休校、何かそういう対策を盛んに工夫をされているようで、上陽小学校なんかは、いきなりあしたから休校というので、子供が家に籠もっているのですけれども、何か勉強させる方法はないのかなと思ったのですけれども、それはじい、ばあの余計な心配かもしれませんが。今オンラインの授業の可能性も、もしもの場合は準備されているということで、その辺の、あれですか、例えば休校になって10日間休むとかとなった場合には、オンラインで取りあえず何かやる。私の孫は高校へ行っているのですけれども、1週間以上休みました。何やっているのかと思ったら、オンラインで、パソコンで、学校へ行っているより厳しいとかなんとかと言っていましたけれども、その辺の対応というのはどんな状況なのではないでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 教育長。

〔教育長 角田博之君発言〕

◇教育長（角田博之君） 休校あるいは学級閉鎖、学年閉鎖等につきましては、できる限りしない方向で考えております。それがやはり一番学校生活を送るためにはいいと思っておりますので。ただ、感染状況によって、私たちが一番考えておりますのは、学校現場で感染拡大を起こさない。いわゆるクラスターと言われるような状況に持ち込まないということです。しかし、子供たちが家庭内あるいは別の場所で感染をして、感染者数が増えてしまうという場合には、やむを得ず休校等の措置を取ってきました。これからもそうだというふうに考えております。実際休校になった場合には、議員おっしゃるとおり、1人1台端末を整備してありますので、子供たちの学びを止めないという観点から、

様々な形で家庭と学校をつないで授業を配信することもありますし、あるいは健康観察をする場合もありますし、オンラインで朝の会、帰りの会をやったりすることもあります。そうしたことは各学校のほう工夫をして、休みの間でも学校と子供たちがつながるということをやっております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 孫が学校を休むと、友達のところにも遊びに行かないのです。うちの中で籠もって、もじもじ、もじもじしているから、生活スタイルというのですか、そういうのもうんと乱れてきて、困ったものだなと心配してはいましたけれども、何とか学校のほうからも、生徒のあれに声をかけられるとか、こういうふうにやろうねとか、こういう勉強をしようねとか、そういうことを、つながりを断たない、もう休校はないでしょうけれども、もしそういうことになったらそんな感じでお願いたいなと思うのですけれども、GIGAスクール構想の中でそういう対応ができつつあるということで、よろしくお願いたします。

次に、高齢者の問題ですけれども、今、高齢者は独りぼっちというのかな、いろんな行事がみんな中止になって、近所でも、要するに子供は遊びに来ない。うちの近所の人もおじいちゃんが入院したのだけれども、面会ができないのですよね。それなので、年寄りがみんな孤立というのかな、このままいくと、コロナよりそっちのほうの影響のほうが多いという年寄りの環境なのかなということで、私は非常に心配しているのですけれども、その辺の対応について、危機感というか、そういうものについてどんなお考えなのかお伺いします。

◇議長（石内國雄君） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 岩谷孝司君発言〕

◇健康福祉課長（岩谷孝司君） お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、危機感あります。多分ここで居場所等とかも、今警戒度2なので、やってもいいのです。やってもいいのですけれども、警戒度2ということで、あとオミクロン株のほうが高齢者でなおかつ病気を持っている方とかということになると、かかった後の重症化率が高いというのがすごく心配で、やはり今はどちらかということになると、かかった後の重症化率が高いというのがすごく心配で、やはり今はどちらかということ、やってもいいのですけれども、当然間隔とかを、居場所とか筋トレの話なのですけれども、取ってもらって、こっちから推奨という形ではなかなか難しく、その後の重症化というのがやはり怖いので、なおかつお子様が学校とか保育園でクラスターとかが出ているという影響で、やっぱりお孫さんから家庭内感染でおじいちゃん、おばあちゃんにかかるというケースもありますので、その辺ちょっと慎重にせざるを得ないのかなというふうに考えております。当然この期間の、まん延防止の関係で、高齢者の方たちがそういう活動ができないということで、認知症になるスピードが速くなったりだとか、介護予防が必要になったりだとかということになる懸念のほうはすごくしています。

先ほど町長も答弁させていただきましたけれども、例えばラジオのほうのそういった講座を聴いて

いただいて、孤独なのですけれども、独りで部屋でラジオを聴きながら体操してもらおうとか、そういうことでちょっと乗り切っていければなというふうに考えております。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） コロナの状況の中でお年寄りの日常生活というのは非常に厳しい状況があるので、行政としてもそういうのが目について配慮して、できる限りの活動を、要するに前は、「きょうよう」、「きょういく」と言っていますけれども、今日は用があると。今日は行くところがあると。私もグラウンドゴルフへ行くのですけれども、行くところがないのだよね。誰も来ないのだよね。そういうのでうちに閉じ籠もっているから大丈夫なのかなというか、やっぱり年寄りの日常生活が、お年寄りが心配なので、コロナに負けるなということもあれですけれども、コロナに負けない、そういう健康づくりなんかも支援していただきたいと思います。

次に、県の開発許可基準の厳格化、これは玉村町でなく全県にそういう基準が適用されているわけですけれども、玉村町の場合は利根川があつて、あの利根川があふれるという想定なので、前橋市なんかはみんな赤城のあれですから水がたまることはない。どンドン、どンドン下に行ってしまうので、ほとんどハザードマップも、見ましたけれども、真っ白なのですよね。ところが、玉村町の場合は、堤防とか烏川に囲まれているので、この玉村町のハザードマップ、これの色のついているところが3メートルらしいのですけれども、ほとんどではないかというような感じもするのですよね。こっちのほうへ行くと白いでしょ。こういう感じだからね。飯塚はおかげさまで大丈夫そうなのですけれども、皆さん、お気の毒ですねという感じです。

それで、これを厳格、もし本当にすると、集落維持が難しくなるのではないかと思います。こういうケースはどうなのでしょう。自己の用に供する人が住み続けられるには問題ないのだけれども、自己の用に供さない、例えば空き家になってしまって、そのうちを取り壊して別な人が住むというのはありますか。その辺はどうなのでしょう。

◇議長（石内國雄君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

市街化調整区域の浸水ハザードエリアにおける開発許可の厳格化ということで、基本から申しますと、市街化調整区域というのは限られたものしか建築できないというのがあります。その中で建てられるものといいましたら、大規模指定既存集落や分家住宅、そういったものが今まで許可を受けて建てることができました。今回それにハザードマップが加わりました。これは生命、財産を守るためにということで、まず最初に適用されるのが市街化調整区域の中の話です。市街化区域であっても、浸水があるエリアについては、まだそこまで規制がかからないと。ですから、市街化調整区域であつて、

なおかつ3メートル以上の水深が想定される場所、さらに家屋倒壊等氾濫想定区域というのが川沿いに沿ってありますけれども、これ利根川の両岸に沿った形であるのと、あとは五料、飯倉地区に一部あります。この条件が重なったときに建築できないということがあります。それ以外のところに3つのうちの1つか2つでしたら、3メートル未満の浸水区域であれば、対策を講じて建てることができると。その対策というのは、最大で3メートルなり2.7メートルなり、その場所によって違いますけれども、それ以上に二階の床が上にあればいいということになりますので、造成のときに土盛りをちょっと多めにするとか、二階建てをちょっと高めにするとかして、その想定水深を上回るような形で建築をするということであればオーケーになるということです。

建築しようとするところの土地について、ではこの土地は何メートル水深かということで、ハザードマップ、紙ベースでは今まであったのですけれども、今回は群馬県のほうも、都市計画法ですの群馬県のほうも用意して、「マッピングぐんま」ということで、県のホームページから検索すると、その水深が分かるようになります。さらに、玉村町でも問合せを受けますので、町にもセッティングされましたので、地番を言っていれば、電話で折り返しにはなるのですけれども、この地番の中では最大水深は2.5ですよとか、そういうお話はできるようになります。それが5メートルメッシュみたいになっていますので、我々が事務局で調べるときは、その中で一番水深の高いところを採用するということになります。ですから、全て建てられなくなるということではなくて、その3つが重なったところということで、ちょっと概略なのですけれども、試算しますと、調整区域が2,205ヘクタールあります。その中で3つ重なるであろうという想定されるところが64ヘクタール、ですから約3%弱ぐらいのところはちょっと今後困難になる可能性があるのではないかと思います。

以上です。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） その辺のハザードマップでどこがそういう規制の対象になるのか、何かはっきり分かるようなものというのは町で用意できないのでしょうか。これをつくり直すと言っていますよね。そのときに、これははっきり言って色が何かみんな紛らわしいのですよね。だから、これが何メートルと言われてもどうなのかなということ。その辺も考慮した対応をお願いしたいのですけれども、いかがでしょうか。

◇議長（石内國雄君） 環境安全課長。

〔環境安全課長 高柳 功君発言〕

◇環境安全課長（高柳 功君） 以前からハザードマップの色分けにつきましては、分かりづらいというお話を大勢の方からいただいております。こちらの色分けについては、色弱の方が見て分かるようなところで定められている、推奨されているものを今までのハザードマップでは使ったわけ

ですけれども、ちょっとこちらは検討のほうはしたいと思います。ただ、今ある災害のほうのハザードマップに都市計画法の5メートルメッシュを入れ込むとなると、もう何が何だか分からなくなってしまうと思いますので、まずは災害情報としてのハザードマップについては、色のほうは検討のほうをしたいというふうに考えております。

◇議長（石内國雄君） 11番宇津木治宣議員。

〔11番 宇津木治宣君発言〕

◇11番（宇津木治宣君） 長時間にわたって、いろいろ答弁ありがとうございました。町長はそのPPP/PFI、これについてはしっかり慎重に研究の上、慎重に進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

◇議長（石内國雄君） 以上で一般質問を終了いたします。



○散 会

◇議長（石内國雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、明日3月8日火曜日は午前9時までに議場へ参集ください。

ご苦労さまでした。

午後3時57分散会